
平成25年第5回大和町議会定例会会議録

平成25年9月5日(木曜日)

応招議員(18名)

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	浅 井 茂 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤 原 敏 明 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	千 葉 良 紀 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	曾 根 秀 子
議 長 班 長	千 坂 俊 範		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長（大須賀 啓君）

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番渡辺良雄君及び5番松浦隆夫君を指名します。

日程第2「議案第71号 大和町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する
条例の一部を改正する条例」

議 長（大須賀 啓君）

日程第2、議案第71号 大和町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第72号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第72号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第73号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第73号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第74号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第74号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第75号 大和町下水道条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第75号 大和町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第76号 解決金の額を定め、和解することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第76号 解決金の額を定め、和解することについてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

何点かあります。

まず1点が、顧問教諭2名中、うち1名は年休取得だったらしいんですけれども、残った顧問は正副どっちだったのか。

あともう一つが、保護者対応の中で、24年12月17日の、顧問に事故内容の再調査依頼を保護者から受けたみたいなんですけれども、何を再調査というか、不服として再調査依頼があったのかお聞かせください。

それと5月24日、事故報告書の一部訂正依頼があったそうなんですけれども、結局、受け取りは来なかったみたいなんですけれども、何を訂正してほしかったのか、また、受け取りに来なかった原因は何なのか。

あと2ページの、これは文章尻で申しわけないんですけれども、床に投げたというんですけれども、柔道の場合、畳でいいのかどうかの確認ですね。

その数点、お願いします。

ごめんなさい、抜けました。それと、この顧問に対して、和解金が成立した場合、懲罰とかそういったものは町として考えているのかどうかお聞かせください。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、千坂議員のご質問にお答えします。

なお、最後のほうの懲罰云々については私はお答えは難しいかなと思いますので、その辺はご了承ください。

それでは、1点目のほうから確認ということで回答申し上げたいと思います。

顧問教諭につきましては2名、1名年休ということで記載しているとおりでございます。もう1名も正顧問ということで、正顧問2名体制というふうな形での部活顧問ということで中学校になってございました。

次に、保護者の再調査依頼につきましては、当時の部活で事故があった生徒さん、相手の生徒さんも当然おいでですので、そのおいでのお子さんの生の声を聞いてほしいと、それを親のほうにも聞かせてほしいという中での聞き取りというふうな形でございます。

あと5月24日、一部訂正につきましては、親御さんが学校に見えてこられますけれども、その前に教育委員会に事故報告が当然上がっておりますので、それを見た上で学校に若干時間訂正、あとは、字句訂正が若干ありました。これについてはお医者さんの関係のボルトでなく正式名でスクリューというふうなことがあるので、その辺を変えてほしいというふうな部分が親御さんからあったようでございます。これについては学校も誠意を持って訂正をしました。ところが、お受け取りにならなかったというのはご本人さんが後来なかったということで、特に連絡等のやりとりはしていなかったようでございます。

あと、床につきましては、間違いなく畳ということで、柔道場での事故であったということでございます。

私からは以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

一番聞きたかったこと、懲罰の問題を聞きたかったんですけども、なぜかという、和解というのは必要かと思います。ただし、この和解金140万というのは町長の懐から出すわけでもない、町の税金ですから、こういったものを安易に町の非だからということで出していたのではまずいということで判断の材料の一番大きいポイント

だったんですけれども、もし差し支えなければどういった方法で今後考えていくのか、再度お聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）
申しわけありませんけれども、もう一度趣旨、具体的にお話し願えればと思うんですけれども。

議 長 （大須賀 啓君）
3 番千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
和解金はこの場では必要だという感覚ではいるんですが、そうすると、誰か何か本来その業務に反したことであっても罰せられない、でも町民の方から訴えられる。そのお金が、裁判で負けるか和解かわからないけれども、出ていくと。そういうものを考えた場合、やはり根本的にどこに原因があったかというのを追及した上で、そのお金が出て当たり前なのかどうかというポイントを考えると、やっぱり悪いことは悪いということで懲罰されるのであれば、この金額が税金として出てもいいのかという判断にさせていただくために聞きたかったんですが。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）
それでは、教育委員会としてお話しできる範疇でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）
通常、学校で事故が起きた場合なんですけれども、学校長のほうから事故報告が教育委員会のほうに上がってまいりました。平成23年度のこの事態においても多分同様の形で上がったものと思います。その段階で内容に応じて、校長に対し教育委員会のほうで指導申し上げます。それに必要な、今回については必要な指導を顧問に対して、

正副おりましたけれども、学校長を通じて、十分な注意をして今後指導を行うようにというふうなこと、あるいはその当時の指導のあり方等々を含めて把握をした上で、さらなる注意と、それから関係する学校に部活がその他ありますので、顧問に対しても指導を行うというふうなことで、学校、教育委員会で行うことができる指導については行っていたものと思います。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番（千坂裕春君）

時を同じくして下水道の賦課漏れということで、きのう全員協議会で処分の内容の提示がありましたけれども、一方では訓告とかそういったものを受ける職員がいるのに、本来顧問で乱取り中いなかったという教師に対して同じような処罰がなければ公平じゃないかという観点でもあるということを私の意見として聞いてください。以上です。

議長 長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2 番（浅野俊彦君）

おはようございます。

こちらの事故経過の報告書につきまして何点か不明な点がありますので、確認をさせていただきます。

まず1件目でございます。保護者対応の中に、お見舞いということで対応された方がありますがけれども、まず1回目のところ、校長、教頭、教諭とありますがけれども、これは顧問教諭でよろしいのかという点と。

同じく8月1日に家庭への教諭見舞いとありますが、これも同じく顧問なのか、それとも養護教諭の方なのか、別な教諭の方なのかという点をまず確認させていただきたいと思います。

2件目が、事故概要の説明を4回トータル行っております。概要説明を4度されたわけですが、内容的に変わった内容があったのか、ないのかという点をお伺いしたいのと。

全体的にこの対応を見た場合、誰が主体的に動かれたのか、保護者側なのか学校なのかと区分けをしてみると、全体で14の対応があるわけですが、保護者側が主体で動かれた内容が10件、トータル14件中ですね、学校側が動かれたのが4件というふうにある意味識別をしてみようと思うとできると思うんですが、不慮の事故でありますけれども、起きてはならないという中での学校側の対応、または教育委員会の対応として主体的に動くべきではなかったのかなというふうに思いますが、それに関して伺いたいのと。

あと、2月20日に生徒からの事情を聞き取るということで記述がありますけれども、事故が起きた時点で聞き取りをするのが普通なのではないかなと、本人のみならずですね。対応が大分遅いんじゃないかなという気がしております。これ以前に生徒からの事情の聴取があったのか、なかったのかという点をお伺いしたいと思います。

といいますのは、数度、倒れている相手を何回も投げて、入れかわり立ちかわりという意味ですね。単なる事故ではなくて、言ってみればいじめ的な要素がなかったのか、あったのではないかというところも初期段階での確認事項ではなかったのかなと思います。そういう視点でお答えいただきたいと思います。

あと、最後になりますけれども、後遺症の慰謝料ということでありますが、これは現状、医者から告知されている後遺症というところではどの程度の後遺症なのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、浅野議員のご質問にお答えします。

保護者対応で、顧問が家庭に見舞い、あるいは本人さんということで病院等も行っているわけですが、これは柔道部の顧問というふうにご理解いただいて結構だと思います。

保護者対応と顧問対応の中の件数の違いということでございますが、保護者あるいは校長・教頭、病院等でご家族ともお会いして、その中で事故の関係はご報告し、お見舞いをおわび申し上げているというふうな状況がございますので、こちら記載の関係もありますけれども、回数的には学校が責任を持って、親御さんのほうに申しわけなかったということでお見舞いをしながらお話ししているというふうな状況で

ざいます。

あと、事故の内容の4回の聞き取りについては、前後変化あったかどうかというふうなご質問でなかったかと思えますけれども、聞き取りも最初、柔道部の事故当時の選手と申しますか、部員に話を聞いて、どういう事故だったかというのを最初聞き取りして、その後、親御さんのほうにお話ししているわけですが、きちっとした形で書面と申しますか、そういった部分が出てまいりますので、そういった部分で確認が必要だということで、きちっとした格好での聞き取りも先生と生徒さん、そしてそれをまとめて学校の中で調整をして、あと親御さんへの説明と、そういうふうなものを繰り返したというふうな状況で教育委員会としては承知しております。

生徒への聞き取りが後でなかったのかというか、記録的に後のように見えますけれども、口頭でいろいろ聞いたりして、その文を学校内でまとめていたという部分もありますので、聞き取りについては最初から始まっていたものと教育委員会としては考えております。ただ、正式に文面で教育委員会にきちっと、そして県教委までこれ届けるような形になりますので、そういった部分でのやりとりが何回か続いていたというふうな状況でございますので、ご理解賜りたいと思います。

あと2月20日の生徒からの事情。それも同じような形での一つの経過でございます。

あと、後遺症の関係だと思うんですけども、今回、賠償請求のほうの项目的には障害を負った部分、あるいは将来への遺失利益分と、それぞれ項目立てで金額が出てございます。相当大きい部分が将来への遺失利益、結局けがをしたことによって将来、勤めができなくなるような障害なのかということで、議員さんもその辺お尋ねかと思いますが、スポーツの傷害保険、学校が掛けている傷害保険につきましては10何級という、一番下の級での該当かなという形でございますが、これについては親御さんのほうで請求はしておらないので正式な決定はありませんが、医者の方で、こちら顧問弁護士と相談をして、どれくらいの等級に該当するかについてはスポーツ傷害保険の本部とも連絡していただいて、12級か10何級の一番最後のほうの級の該当ではないかというふうな判断を判例の中から顧問弁護士さんのほうで確認はさせていただいてるところでございます。以上でございます。（「いじめはなかったのか」の声あり）

このことについては、現在は裁判は審理途中での和解案の提示というふうになっておりますので、いじめの言葉については裁判経過の中の審議の中で、相手から字句的に出たことがございます。ただ、それはこちらで打ち消しております。それについて相手もそこは下がっておりますので、この場ではなかったというふうに私どもは考え

てございますので、よろしくお願ひしたいと思います。ただ、過度の練習の行き過ぎ、その部分が事故につながった部分はあるかと思ひますので、大変おわび申し上げる次第でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

まず、1点目の教諭の対応ということで確認をさせていただいた件に関しては、顧問教諭ということで理解をいたしました。

今後、同じような事象が起きた場合にトラブルにならない、またはトラブルを未然に極小化するというところでいくと、初期の対応がいかに誠意を込めて真実を追求したような説明をするのかというところが一番かなと思うところで、気持ち的にもわかりますけれども、8月1日に家庭へ顧問が1人で伺われているわけですが、今後の対応というところで、やっぱり個人対個人でありますと、言った、言わないでもめかねない話もあって、今後の対応としては心情的にお見舞いに伺われたい顧問の心情はわかるころではあります、対応として適切であったのかなというふうに思われる点と。

先ほど申し上げましたとおり、たまたまここに明記されている対応が、どちらかというと保護者寄りで書かれている内容なのかもわかりませんが、保護者が主体的に動かれているのか、学校側または教育委員会側が主体的なのかということで色分けをすると、どちらかというと受け身の対応の形で、時間があいてこじれているふうにちょっと読み取れるところもありますけれども、今後のこういった場合の対応として、学校サイドに今回のこの話を教訓としてこういう対応しなさいというような何か要綱なり指示が出ているのかどうなのかという点をお聞かせ願ひます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、質問にお答えをさせていただきます。

学校現場での部活動中の事故でございますので、これはあつてはならないこととい

うふうに教育委員会としても強く反省もいたしますし、学校にも教育長を通じて二度とこのようなことがないような現場でのきちとした監督、そして管理、安全面への配慮、そういったものはすぐに徹底をさせていただいたところです。裁判が起きてからではあれでしたけれども、当時の校長が今の教育長ですので、教育長のほうから全教諭に指示をしていただいて見直しを図っていただいて、安全策をとっていただいたところです。それも今現在継続中でありまして、学校の2学期からの格技の柔道もございましたので、その分についても教科内容に合った中でも安全配慮をきちっとするようにというふうに指示徹底しておりまして、学校でもそのような計画を立て、そして先生方も確認をしながら今指導に当たっているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

特に柔道でありますとか剣道、ラグビー、その他は基本的には接触プレーが十分正式な競技の内容になっている中でけがが絶えない部分もあって、ある意味、正当な競技または練習、試合中のところであれば親御さんもある意味認める部分もある中で、練習の内容というところでやっぱりちょっと問題があったのかなという気がいたしますので、そういった意味では管理責任を問われる部分ではあったのかなというふうには思いますが、特にこういった接触プレーがあるような競技に関しては十分に今後も気をつけていただきながら、初期の対応という意味では初期対応が一番だと思いますので、ぜひ初期対応を間違わないように今後対応いただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、ただいまお話しありましたけれども、先ほど課長からもお話しあったとおり、当時、自分自身が校長で、新聞に掲載された時期ですね。その段階で部活動については、全ての部において部活動の基本的な流れをまずもって学校で統一をします。それから、柔道なら柔道部の練習の中で危険と想定される事項について全て書き上げ

ると。そうしまして、教育計画に全ての部が1ページか2ページにわたってマニュアルを作成しました。そんな形で、ふだん何気なくやっていたことを意識しながら指導しようと。顧問がつけないときには部活は休みにしましょうというふうなことを大和中、宮床中、同様に行っております。

また、柔道の授業につきましても内容を精査しながら、顧問の指導力に合わせた形で内容を検討すると。年間10時間程度の指導時間がありますけれども、その辺につきましても部活とあわせまして、指導についても十分配慮するように、実際、行っている状況でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。15番中川久男君。

15番（中川久男君）

まず、ただいまの説明ではわかりました。ただ、保護者への対応ということで、浅野議員も言ったとおりです。学校側だけの病院見舞いだっただのか。また、年明けの2月18日には学校訪問の上、事故の概要の説明を受けたと。この辺の中で、教育委員会としてはどのような家庭に対しての訪問があったのか、お見舞いがあったのか、町の対応ですね。何か学校側ばかりが、部活動であるということであるとこのような対応の仕方しかなかったのかなと。町長のほうでは、2月までの間に保護者が学校を訪問の上の事故の概要の説明を受けた。まずこれが1件ですね。そして今度、2月、3月ですから、事故概要の説明、これやっぱり事故を受けたときに早急に子供さんなり学校ではわかっているとは思いますが、交通事故でも1日たったら怒られるのと同じに、もうそういうものがその日に事故の概要がわかっているんでないのかなと。私から思えばそういう教育委員会側の対応もおくれたんでないのかなと。

そして、もう一件は、現在、最後に裁判でなっていますが、第7回の審理で裁判長からということで、ボルトを抜く治療費、これはもうボルトを抜いてしまったのか、まだつけているのか、その辺の説明がないんですね。それで和解したのかなと。だから、ボルトを抜く治療の概算というんですか、これがまだ約、7月だからもう2年ですね。その治療はどうだったのか、その辺をお聞きしたい。一番は町としての、7月に起きて、年明けの2月まで保護者から説明、教育委員会に来て説明を受けるといものがそもそも我々としたら逆でないのかなというふうに思いますので、その辺をお聞きしたいと。

議 長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、中川議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会の対応のおくれというふうな部分、確かにこの記録の中では出ておりませんでした。当時の課長も私ではなく前任者であったということで、その辺の細部については私も承知しかねておりますが、ただ議員さんおっしゃるとおりで、教育委員会と学校が一緒になって動くべきという基本をこれからも間違いのないようにやっていきたいと思っておりますし、これを一つの教訓にさせていただいて、反省するところは大きいに反省して、事故があった場合は教育委員会、学校が一緒になって初期対応をきちんととらせていただきたいというふうに考えているところでございます。反省点はあるかと思っております。

次に、ボルトの件でございますが、今回の審議途中経過、そして和解案の出る中で、途中に相手方、弁護士が原告のほうの代理弁護士から治療費としてボルトを抜糸する治療費という部分が出てまいりましたので、今回の和解案についてはその部分も含めてという、こちら顧問弁護士のほうの配慮も相手方に伝わっておりますので、そして和解金が裁判所から明示されたということで、またこれは審理が途中ですので、今回、町の決定がなれば、これをもって町長のほうから顧問弁護士を通じて裁判所のほうに報告というふうな形になって、両者が意思合致というふうになれば、裁判所のほうで審理途中での和解の決定というふうになる予定に私は承知してございます。

和解には二通りがあるということでございますので、審理を閉じて和解案を裁判所が勧告するという部分と、今回については、大和町のこの事故に限っては審理途中でお互い言い合い、あるいは否定する部分という部分がいろいろありますので、具体は申し上げられません、審理途中ということですので、そういった中での裁判長からの和解案のご提示でございましたので、両者真剣に考えましての町の執行部と協議しました中での町の対応は本日の議会提案ということでご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

課長も大変だったろうけれども、けがをなされた方も大変だったのかな。ぜひ、2年2カ月の経過を立てるんじゃなく、やはりそういうところにはその家族の友達もいるわけですから、そういうことのルートを通した中で一日も早い和解をできるようなこれからの対応も教育委員会としてマニュアルをつくってやっておいたほうがよろしいと思いますから、その辺だけお伝えしておきます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。1番今野善行君。

1 番 (今野善行君)

2点ほどお伺いしたいと思います。

一つは、きのうの説明資料の2ページの訴状内容の概要の中に書いてあることなんですが、柔道の乱取り、私もちょっとはかじったことがあるんですが、普通は乱取りして投げたときには、片方、柔道着の袖を引っ張って受け身をしてやるわけですね。それが上腕ということはまれな事故かなというふうに思ったので、やっぱり指導の顧問の先生もそういう専門といいますか、その辺の技術的なことがどれほどわかっている方かわかりませんが、この辺は先ほど教育長からお話しあったように、マニュアルをつけて今度指導するということでもありますので、このようなこともなくなっていくかと思うんですが、この辺は今後のことも含めてやっぱり指導者の指導といいますか養成といいますか、そういうところも気を配っていただきたいなというふうに思います。

それから、4ページの第6回の審理のところなんですが、ちょっと私、ひょっとしたらきのう説明を聞き落としたかもしれませんけれども、あるいは守秘義務的なところがあるのかどうかわかりませんが、裁判長からの和解金の支払い方法案として生活保護費支給ということで生活保護費のことに言及されているんですが、その経過といいますか、これとの関連がちょっとよく見えなかったもので、それこそ支障ない範囲でお伺いしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、今野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

事故の上腕骨、左ですね、左上腕骨骨折ということで、これは本当にまれというふうにご理解いただいて結構です。というのは、被害に遭われた生徒さんについては初心者であったと。中学校1年生で入って、6月の中体連が終わった後から大体練習始まった段階での事故が起きたということで、2年生、3年生が相手ですので、その辺の加減といたしますか、初心者への配慮といたしますか、その部分が指導者の徹底といたしますか、その部分とあわせてやはり議員さんご指摘の部分もありますので、そこは顧問のほうにきちっとやって、目の届く範囲の中できちっと間違いのない練習方法といたしますか、そういったものを進めさせていただいているところでございますので、今回、大いに反省しているところでございます。

あと、こちらの審理内容の部分については、きのうは読み上げしておりません。というのは、秘密会の中での審議経過を職員が傍聴させていただいて、そしてメモをとって町の報告した部分を全て、要約はしておりますけれども、肝心な部分はこちらに記載して、読み上げしない中での目通しをいただくという形で資料は整理させていただいております。

生活保護につきましては、平成23年、事故当時、ご家庭で生活保護法の受給家庭というふうなことがありましたので、生活保護法で遡及条項がございますので、それに該当するかしないかについて裁判長から職員宛てに直接問われた件でございます。これについては担当が違いますので、県の社会課といたしますか、生活保護法担当の社会課、そして保護担当である福祉事務所、こちらのほうの正式な回答を待つて次回に報告するというふうな形での受け払いを職員としてさせていただいたところ です。

詳しい内容については、まだ審理経過というふうなこともございますので、この場では控えさせていただきますが、そういった流れがございました。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番（今野善行君）

了解いたしました。普通、柔道の場合、さっき1年生が対象だということで、多分初めて柔道をする子だと思うんですが、まずは受け身から練習といたしますか、

覚えるのが柔道のABCだと思うんですね。そういうところも含めて指導者の養成をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですからこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第77号 平成25年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第77号 平成25年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番平渡高志君。

11番（平渡高志君）

7ページの2款総務費1項6目の企画費の中の委託料、冒頭、町長のほうからこの中に実施設計、吉田の定住促進住宅についての調査費が250万上がっております。町長のほうから、きのうの全員協議会の中での修正をしていきたいという話がありました。

私も、きのういろいろ言わせていただきましたが、やはり私も16年に当選して以来、旧村の旧地区の人口減に対しては早く何とかしてくれと言ってまいりました。しかし、それより先に、人口よりも子供の数がもうここ9年で30%も減っておるんですね。ですから私は、定住促進もよろしいんですけども、子育て支援、子育ての支援住宅

のほうをやはり、どっちもでなくて、優先的にこれは緊急の課題だと思っています、子供が少なくなってきたということは。そこを念頭に、今後計画するのであれば子育てのほうを、5戸、6戸の定住住宅を建てるより、やはり10戸、15戸の子育て支援住宅のアパート等、C案も考慮するということでもありますので、やはりそっちもきちっとしていただければと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

子育て支援ということにつきましては、もちろんこれまでも支援というのは大事だということでやってきたところでございます。ですから、そのことについてはこれまでもやっておりますし、これからもその気持ちはもちろん持ち続けていきたいというふうに思っています。

それとあわせて定住人口増加ということで、きのうお話しした中にご説明申し上げたところでございますが、きのうもお話ししましたけれども、定住者人口をふやすというのが一番根本かなという思いがありましてああいうお話をさせていただきました。皆さんからいろいろご意見を頂戴した中で、その前に前段やるべきことがあるだろうというご意見も頂戴しましたので、C案も入れてということで考えております。ピーエフシーのやり方とかそういったことも研究しながらやっていきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

せっかくですね、本当に子どもが望んでいたとおりのこういう定住にしる子育て支援にしる、進んだことは本当にうれしいこととございますが、やはり手法というのはありまして、きのう説明して、すぐきょうこういう調査費の出したのに対して出してくるといのは私はちょっといかなものかと。もう少し時間をかけて、そしてきちっと話をした中でこういう調査費等々やっぱりしていかなければ、せっかくいいことをしても反発を感じては何もならないと。やはり議会も執行部も一緒になって、いい

ものは進めていきたいと私は思っておりますので、今後ともどうぞよろしくご検討のほうをお願いします。

答弁はいいです。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。15番中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

前者と関連します。業務委託料、7節の企画費、やはり町長のけさの内容の説明はわかりました。ただ、先般、きのうの全員協議会の中でいろいろと皆さんから出ましたが、やはり住居型であれば、このまほろばタウンも大分今回の町長のご挨拶の中で進んでおると、大体売るところもないと。ぜひその前に一言、企画のほうでも、吉岡西部の見直しも含めた委託料の計上もお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくその辺のご検討は、町長が考えているとおりだと思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

中川議員、吉岡西部は今回……。次。

ほかにございませんか。7番槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

ページ数で言いますと17ページの消防費について質問させていただきます。

2の非常備消防費なんですけれども、車借上料で、説明では運転手の、当然今いろいろ問題ありまして、運転手が1人から何名か必要だということがありまして多分の計上だと思うんですけれども、その中に一番質問したい内容というのが、今回消防操作大会に行かれるわけなんですけれども、それに当たって、実際、ここで質問していいかどうかちょっとあれなんですけれども、参加される対象者人数及びその対象者、あとはどのような日程でいくのか、男女別とかあるかとは思っていますけれども、その辺の話をちょっと話しいただけないかなと思っております。1泊2日、2泊3日によって運転手の費用も当然変わりますから、その辺お話しいただければなと思います。

あともう一点は、3の消防施設費なんですけれども、機械器具費で小型ポンプ車という話をいただいたんですけれども、実際、これからあと何台ぐらい小型ポンプ車を

配備する予定なのか、その辺もあわせて、あわせてというかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

ただいまの質問、10月17日に開催予定となっております全国女性消防操法大会への移動手段ということでバスを予定しているところでございます。当初予算で出してから、説明いたしましたように、高速バスの事故の影響によりまして、夜間ですと距離が400キロを超えた場合、運転手さんが2名必要だということで、そういう形の積算をして今回補正計上させていただいたところでございます。

バスにつきましては2台を予定しておりまして、選手用、先に行く方とあと応援される方ということで、バスはそういう形で2台を予定しているところでございます。

人数でございますが、人数については瀬戸室長のほうから。

議長 長（大須賀 啓君）

危機対策室長瀬戸正志。

危機対策室長（瀬戸正志君）

それでは、人数なんですけど、今、課長が言いましたとおり、最初は、今訓練を行っている選手プラスあと指導に当たっている方とかあと幹部の方向名か、二十数名になるかと思えます。あとそれから、応援に行く方が追いかけるような形になるんですけど、出欠を今やっている状況なので、完全には何名という確定ではございませんが、それについても25から30ぐらいの人数になるかと思っております。以上でございます。

それから、小型ポンプ、これからどのぐらいなのかということでございます。これは各地区1巡目が終わりました、今2巡目の途中でございます。ことしは第5分団ということでございますが、来年は第2分団、その次は第1分団というような感じで今のところ計画をしているところでございます。今のところ、各地区2台を目指しているところでございます。

議長 長（大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

では、先ほどの車の借り上げで、実際、距離によって運転手が1人から2名になりましたというのはわかるんですけども、単純に計算した場合に、今バス2台ですよと。2名からといたら1人頭18万かかると単純計算で考えてよろしいのかどうか。

あともう一つ、小型ポンプの件と、私も消防のほうわからないんですけども、実際なぜこういう質問したかという、わかば公園にも小型ポンプを置きたいなという話をされたことがあったので、実際、置く台数というのかな、この地区に置きますよというのは分団のほうで決めていると考えてよろしいんですかね。ちょっと気になったのは、もみじヶ丘のほうにも小型ポンプを置いて、わかば公園に置きたいんですけども、そういう話があったので、どういう観点で、どういう観点でという言い方ですね、どういう手順でそういうことを決めているのかなと思ったので、その辺ちょっともう少し詳しくお話しいただければなと思います。

議長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤真也君。

総務課長 (伊藤真也君)

バスの関係でございますが、こちらでの説明がちょっと不足しておった部分がありました。夜間の運転手さんの分と、それとあと申しわけございません、当初予算で積算しておった基準があったわけでございますが、それが運輸局で決めているバスの運賃基準があるということでございます。それが上限から下限までちょっと幅があるということでございます。当初こちらで積算した資料につきましては、一応一番下の下限で積算させていただいたところでございました。それが、今回はあとこれは競争入札という形になるわけでございますが、入札に対しましては下限の部分ではちょっと不安があるということで、少し上げて、中ジュンぐらいの基準で、それであわせて今回再積算させていただいたところでございますので、その部分も入ったの増額補正ということでございました。ちょっと説明が不足して申しわけございませんでした。

あと、小型ポンプ車については、瀬戸室長のほうから説明させていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

危機対策室長瀬戸正志君。

危機対策室長 （瀬戸正志君）

小型ポンプの配備につきましては、消防団のほうと協議の上でいろいろやっておりますので、わかば公園にもということのようなんですが、今のところ場所云々、その辺についてはまだ私のほうでは聞いておりませんが、一応各分団、来年のここというような格好で一応協議の上で進めさせてもらっております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。1番今野善行君。

1 番 （今野善行君）

事項別説明書なんですけど、17ページになるんですけど、土木費の、間違いました、15ページです、済みません。これは土木総務費、目の12番の役務費なんですけど、きのうの説明で町道山下大沢線の不動産鑑定士の手数料というふうになんて聞いたんですけど、不動産鑑定するときのどこか取得するとかそういう関係があるのかどうかですね。それから、対象になっている場所等がわかれば教えていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

ただいまの今野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

土木総務費の12節の役務費の関係についてでございますが、これにつきましては不動産鑑定の評価業務ということで、具体的な路線名につきましては山下大沢線。もっと具体的にお話しいたしますと、バイタルネットと何年か前に新設した山下大沢線の間、町有地が残っておりますので、その分をバイタルネットのほうから払い下げのご要望がございまして、その鑑定に要する費用をお願いしているものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

了解しました。オーケーです。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。4番渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

昨日、町長からご説明のありました下水道の賦課漏れについてですけれども、その職員処分に対する給与がこれに含まれているのかどうかを質問させていただきたいと思います。戒告処分ということで級が下がる。それが今回の補正に減額として入っているのかどうかをお伺いします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

きのうの処分の関係でございますが、町長、副町長につきましては条例で改正しなければなりませんので、13日にその部分の条例改正については提案する予定としております。ということで、職員の分も含めて今回の補正については、その部分については触れておらないところでございます。(「質問を終わります」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

それでは、事項別明細の12ページをごらんいただければと思います。

環境衛生費の中の再生エネルギー等の導入事業費ということで、今回強度不足を懸念されてというお話と、あと資材費のアップということで増額のお話でありますけれども、これは補助金の関係はどうなるのかという点、1点確認させていただきたいと思いますのと。

続きまして、事項別明細の14ページになりますが、5款2項の19節の森林整備活動支援交付金のところの減額の予算でありますけれども、補助要件を満たさないことによって県支出金がなくなって、今回事業が縮小されるお話ということでご説明いただきましたが、これ今年度やらなくて、結果、補助金が出なくなってやらなくて、来年になるとこれ余計に費用がかかるというような事象にならないのかどうかというところがちょっと懸念されるんですが、その点お伺いしたいと思います。

あと、3点目になりますけれども、債務負担行為で、今回、職員端末並びに学校のパソコンの入れかえを債務負担行為で計上されておるわけでありますけれども、OSをWindowsのXPからWindowsの7または8、何に変えられようという今、方針であるのかお聞かせいただきたいと思います。

議長 長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

太陽光は再生整備の事業でございますが、これについては設計ですね、構造計算をしたときに庁舎のはりのスパンが11メートルと非常に長いスパンになってございます。そこに、これまで想定していなかった負荷をかけるということで、強度不足が心配されるということで、軽量のFRP製に改良した中で設置をしたいという考えでご説明をさせていただきました。これに関して補助金関係なんです、これは県の基金を利用した形での補助事業となっておりますので、全体の枠の中で調整すべき事項ではございますが、今年度、内示されている金額がございまして、その額は変わらず、結果、事業費だけが膨らんできているという状況になってございまして、補助金の内容については変わっていないということでございます。

議長 長（大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長（浅井 茂君）

5款2項1目の19節負担金、森林整備活動支援交付金、今回の減額でございます。これについて、今年度、施業をしないのかということと、あと来年はどうなるのかということでございます。

今回、こういった形で改正になりましたことから減額というような形になったわけですが、このことから今年度は作業路網の改良工事は実施しないところでございます。

また、来年度につきましては、またこういった補助があるかどうかを再確認しながら、そういった事業に見合う補助があればそういったものを取り入れながらやっていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

浅野議員のご質問にお答えします。

債務負担での学校部分について、Windows X Pのサポート終了、来年ということになりましたので、今現在考えているのは、それより当然バージョンアップしなければいけないということなので、Vista、Windows 7、そしてWindows 8と。今、Windows ダッシュ 8 みたいなものが出ているというのは十分承知しておりますが、今の動作環境と学校のパソコンで教育の中でどの程度まであればいいのかというふうな部分もいろいろ教育委員会内部、あるいは学校の先生方も聞き取りをしております。Windows 7あたりが適宜ではないかという意見等も学校の先生方からいただいておりますので、そういった環境教育の中で、教育として不足がなければそれで十分かなというふうに思っておりますし、いろいろ経費の面もございまして、今後さらに詰めていきたいなというふうに今思案中でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番（浅野俊彦君）

再生エネルギーの件の補助金で賄えるということで理解をいたしました。3カ年計画で、次年度、その他の公共施設にふやしていく計画であるというふうに認識しておりますので、その中で調整を図っていかれるんだろうと思いますけれども、計画どおりに計画した箇所に設置するようによろしくお願いしたいと思います。

5款2項1目の森林整備活動支援交付金に関しまして、作業路網の整備ということ

で、整備をあえてしなければ、別に来年度に影響する話ではないということで理解をいたしました。

あと、債務負担行為のパソコンの導入でありますけれども、Windows X Pのサポート終了した後は次は多分Vistaが終了されるんだろうと思いますし、基本的に外部とのセキュリティーを考えた場合、やっぱりX Pでは大分外部セキュリティーが脆弱だと言われていた中、7なり8であればそのセキュリティーが保たれるというところもあります。OSの変更に伴って独自のシステム関係の変更の委託費用というものもいろいろな形で大きくなっていくのかなと思いますので、あくまでもネットワークに接続せずにスタンドアロンで動かせるような端末があれば、一気にというわけではなく、計画的にある程度段階を置いてということも可能な部分もあるかと思っております。ぜひ学校側もそうですし、あと職員の端末及びサーバー関係の更新には先のところを見据えて進めていただければと思います。以上です。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

どうもありがとうございます。浅野議員のご意見等も踏まえて、内部のほう、あるいは学校の先生も含めて再度また協議をしながら、サポート期間の終了がいつの時点でそれがなるのかという部分も一つの要点になると思います。もちろん議員さん承知でご質問いただいたと思いますので、Windows 7ですとあと7年はまず大丈夫だというふうに業界では言われております。Windows 8は今出たので、大体10年かなと。その部分を検討の材料にはさせていただきます。

以上でございます。今後とも注意していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。12番堀籠英雄君。

12番（堀籠英雄君）

14ページの商工費の観光費、50万ほどございますが、これは四十八滝のトイレのドアの修繕とありますが、どの部分を交換するのか、そこをお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長 （浅井 茂君）

四十八滝運動公園のトイレの入り口ドアが現在、壊れている状況でございますので、こちらを手直ししたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

あれは取れているんでなく壊れているんですね、今の状態は。それはいいですからね。

あそこのドア、冬期間、去年の冬も大分雪が降って、公社の職員、除雪に大分苦労しました。そして、あのドアもやっぱり閉めているんですけども、あそこ川風が上がって風が吹くたびにドアが飛ばされているような状態なんだよね。あれ、どのように考えていますか。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長 （浅井 茂君）

冬期間、そういった突風でやられるということのご意見でございます。

いろいろそういった事故に遭わないような、どういった手だてがいいか、業界のほうのそういったご意見なども聞きながら、その施設に合ったようなドアを考えていきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

むしろあそこのトイレは、おとしですか、男子トイレの便器のふたの盗難なども

あったんですが、そしてさらには、ドアが外れて雪が吹き込んだりして、下が凍結したりあるいはすべったりして転んだ人もおるわけでございますが、むしろ冬期間はあそこを封鎖してむしろダム資料館をあけたほうが私はいいような気がするんです。花野果ひろばも3月からはまずあけているんです。ダム資料館は3年ほど前からですが、12月から3月までの4カ月間、休館になっているんですが、あれも70万ほどかかるんですが、やっぱり観光に来る人たちのサービスの面においても、さらには登山する人もおりますので、ぜひあそこのダム資料館をあけて、そしてあたりのトイレをむしろ閉じたほういいような気がするんですが、いかがでしょうか。

議長 長（大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長（浅井 茂君）

冬期間といいますか、そういった時期の利用者の利便性を図るという意味でのご意見でございました。

その辺はまた内部でも検討させていただきながら、管理のほうをお願いしている地域振興公社とともに検討してまいります。よろしく申し上げます。

議長 長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。5番松浦隆夫君。

5番（松浦隆夫君）

4点ほどお伺いいたします。

事項別明細書の7ページ、2款6項企画費でございますが、5,600万ほど予算が挙がっているんですが、あんしん子育て、もしくはパソコンというふうに書かれている。これの細部をご説明いただきたい。

2つ目ですが、15ページ、7款1項土木費でございますが、除雪費用として挙がっているんですが、これはこのごろ異常気象というか、大雨が降ったり大雪が降ったりするんですけれども、これの見積もりの根拠というか、どういうことで挙げているおかお伺いしたいと。

3つ目ですが、同じ15ページの7款2項、道路の新設改良、どこをどうするのかという細部説明をいただきたい。

最後、16ページ、7款3項河川費、これは洞堀川の河川維持費として11万8,000円
挙がっているんですが、私も洞堀川の河川の整備というか、これに携わっておるん
ですが、これについては何年かに1回、雑木が大きくなってきて、特にヨークベニマル
のあちは物すごく大きくなっているんですね。そういう木の排除と。あと、しゅん
せつ工事というんですかね、あれも何年かに1回にやらなくてはいかんじゃないかな
というふうに見ているんですが、その辺の見通しについてお伺いをいたします。
以上4点です。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 （千葉恵右君）

企画費の25節、積立金のお尋ねであるというふうにお聞きをいたしました。

今般は防衛施設周辺調整交付金の2次配分がございますので、5,600万円を基金造
成をいたしまして、教育用パソコン整備事業、これを追加するものでございます。先
ほど債務負担のお話がございましたけれども、本年度中にパソコンの入れかえを行
いまして、5年間のリース事業とするというふうにお伺いをしております。4月からリ
ース料の支払いが発生をするということで、これについては次年度から取り崩しをし
ながら充当していくという考えになってございます。

債務負担行為については、平成25年から30年までの6年間というふうになってござ
いますので、その間に積み立てが必要な場合は追加で積み立てをしていくと、そう
いった考えでございます。平成25年度の支払いについては発生はしませんので、取り崩
しはないということでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

それでは、松浦議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、7・2・1の道路維持費の除雪費に対してのご質問でございます。

今回、委託料として6,584万円をお願いするものでございますが、除雪費に要する
費用につきましては、この金額のうち6,500万を除雪費に要するものでございます。

この金額の根拠につきましては、過去3年の除融雪の平均値で算出させていただいた金額でございます。ちなみに24年度につきましては、除融雪に要した費用につきましては1億1,600万ほどになっております。何回も臨時補正、そういうところをお願いいたしまして皆様のご承認を得たという額でございます。今回につきましても予想、ちょっと難しいものですから、過去3年の平均値をとらせていただきました。

続きまして、7・3・1の河川費の関係でございますが、これにつきましては洞堀川の除草作業による精算によるものでございまして、県のほうからこの11万8,000円につきましては、前、当初計上した分にプラス追加されたものに伴うものでございます。

あわせて、現在の洞堀川につきましては河川敷の中に支障木、それから中州等がございまして、流れを阻害している部分があることは私のほうでも認識しておりますので、洞堀川につきましては1級河川で、管理者は県の仙台土木事務所になりますので、私のほうでもその旨につきまして県のほうにご要望させていただきたいと思っております。

それから、7・2・2の15節工事請負費の内訳、具体的な場所というご質問に対してなんですけれども、これについては防衛の交付金事業で行うものでございまして、場所につきましては、天皇寺地区の排水路の整備を計上したものでございます。昨年、吉岡の上町の天皇寺公園から上町の集会所の前を通過して約200メートルほど側溝整備並びに舗装の修繕工事をやらせていただきましたが、今回につきましてはこのエリア、前、吉岡地区で大和町で最初にやった区画整理のエリアを全部排水、それから舗装等のふぐあい部分を直す計画で持っておりますけれども、昨年やった部分についてはそのエリアの最初の年でございまして、このエリアは吉岡地区の天皇寺地区とそれから志田町地区、両方の地区にまたがっておりますので、今考えておりますのは、昨年、天皇寺地区やりましたので、ことしは志田町の最も悪い部分を施工したいというふうを考えております。よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5番（松浦隆夫君）

まず、あんしん子育て、パソコンの件ですが、パソコンの購入はわかりましたが、あんしん子育てとパソコンって一体のものというふうなことで考えておるんですか。あんしん子育てはまた別に何かを使うやつだという話であるのかないのか、そこを確

認したいと思います。

最後の洞堀川の雑木、これは県の管轄の河川だということでございますけれども、これも長くしておくとなんか大きくなって、処置が大変であるなという感じ。あと、もしくは流れを阻止する下のほうのしゅんせつを、あれも何年かに1回、町のほうから要望して処理をしていただきたいなというふうに思います。

以上、2点です。

議長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

防衛周辺調整交付金の基金の積立金ということで説明をしておりますが、あんしん子育て基金のほうには、これは当初予算のほうで計上させていただいております7,000万でございます。今回はその要綱を、教育用パソコンということで、それにも充当できるということで、それぞれ別立てで規則をつくりまして改定をいたしましてそこに充当するという考えでございます。相互に融通して使うというものではなくて、それぞれ目的に応じて積み立てをして、それで取り崩しをするという考えでございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは、松浦議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

洞堀川の除草作業につきましては、国道4号から上流、国道457までの区間、右岸・左岸両岸の除草作業をしていただいて、年3回ですか、ほとんど吉岡南の組合員の皆様のお力をかりてあのとおりきれいに管理していただいているものでございまして、議員さんがご指摘の中州の土砂のしゅんせつ、それから支障木の撤去につきましては、管理者である仙台土木のほうに要望させていただきたいと思っておりますので、ご了承していただければと思います。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

洞堀川の件ですが、国道4号から457のあの間というんですけれども、国道4号から東側のヨークベニマルとかなんか、あの辺の雑木を私言っているんですよ。あの辺がかなり大きな木がある。あれは該当しないのかどうか。

以上、お願いします。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

大変失礼いたしました。あれも該当する河川です。今、松浦議員さんのほうからポイントでお示しいただきましたので、すぐにでも管理者のほうにご要望させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前11時16分 休憩

午前11時26分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ご質問ございませんか。14番馬場久雄君。

14番 (馬場久雄君)

では、教育総務課に2点ほど質問させていただきます。

18ページの9款2項、学校管理費、保険料なんですけれども、これは中学校の学校管理費、また、次のページの教育ふれあいセンターの保険料、いろいろ入って、少額な金額なんですけど、説明では強風への倒木とかそういったものへの対応ということな

んですが、これは例えば小学校の場合は全小学校にこういった保険を掛けておるものなのか。中学校もしかりなんですけど、ふれあいセンターもそうなんですけれども、例えば地理的条件で木が全然ないとか、そういう可能性がないとかというところだけなのかどうか。

また、関連するんですけども、それは強風での倒木だけに適用なのか、もしくは例えば学校での授業としてやって、今、突風やら何やら来ますね。テントを張っていて、それが飛んで事故になったというニュースも聞きます。そういったものも含まれるのかどうか、もうちょっと説明を加えていただければ。

あと、ちょっと戻りますが、その上の事務局費で委託料なんですけど、52万5,000円、今回の柔道の弁護士さんへのお支払いというふうな形なんですけど、さっきの課長の説明ですと、まだ和解が審査途中だということなので、これは暫定的に今までの分として弁護士費用を支払って、和解が成立したとすればそれなりに精算金としてまた追加補正があるのかどうか、その辺もお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、馬場議員のお尋ねにお答えをさせていただきます。

賠償保険の保険料の関係でございますが、これにつきましてはこちらで想定したのは宮床小学校の今回の本当に突然の事故というふうなことが倒木でありまして、そういったものに耐えられるような保険も必要かなというふうに、いろいろこの事故に関して他の保険会社、民間の保険会社を探りまして、こちらで今、資料あるのはエース損害保険というふうな形での民間の損害賠償保険で、強風あるいは一部の台風、そういったものでの被害も一部該当するというふうなことで、ケース、ケースがやはりどうしても審査には必要だという部分がございます。

そして、先ほどさらにお尋ねでございます強風の倒木以外の部分、例えばテントが飛んだとかそういうふうな部分がございますので、今さらにそこを会社のほうに詰めております。といいますのは、ここ昨今の竜巻、これに被害が学校施設でもありましたので、こういった部分がさらに適用になるかどうかを見きわめながら、今回予算は倒木関係で、説明は町当局にもお願いして計上はさせていただいておりますが、その部分も含めてさらに詰めていきたいなとは考えてございまして、今、保険会社のほ

うにも問い合わせ中でございます。ご了承いただきたいと思ひます。

また、事務局費の中の弁護士費用につきましては、先ほど議案でご可決賜った弁護士の報酬分ということでございまして、今回の裁判の費用を含めての弁護士費用ですので、当然裁判終了まで含むのではというふうに考えておりますが、さらに部分が出るのかということはまだ私も承知はしておりませんが、裁判終了までの含みというふうな部分での適正な報酬支払いの中での金額というふうにして弁護士から提示あった部分を今回計上させていただいております。よろしくお願ひいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

弁護士のほうは、まだ今、審議途中ということなので、大体見込みとしてその金額を提示しているということ、了解しました。

それで保険のほうなんです、やはり今、課長もおっしゃるようにならぬ災害が各地で発生しておりますし、実際、この間の町民運動会のおきも、吉岡地区でも天気はよかったですけれども、風がちょっと強くて、皆さん、持ち寄ってきたテントそれぞれなので、重りを置いた地区もありますし、置かない地区もあるということで、ちょっと突風が吹いたおきに危ないなという思ひもしました。そちらの運動会とかの場合は別の例えればレクリエーションの保険だとかいろいろそれはあるんでしょうけれども、ただ、学校関係の場合はゴールネットが倒れたとか、サッカーのあれが飛んできてけがしたとか、そういった事例も聞きますので、いろいろそういうことがあった場合に何とか対応できるような、そんなに大きい金額でなくてもできるんだらうと思ひますので、その辺、なお精査してやっていただければというふうにお願ひしたいところでは。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませぬか。13番高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

先ほどの債務負担行為について私もお伺ひをしたいと思います。

学校のパソコンの導入について、具体的なおところ、今回の整備する台数の中に教

員用のパソコンというものが含まれているのか。だとすると、平成20年か21年あたりに教員用にパソコンを整備しようという話が出て、あの際に県費で整備がなされたという記憶があるわけですが、その扱い、処遇についてどのようになるのか。

あわせて、今回の整備する概要のところ、ハード、端末以外にこういったものを計画しているのか教えてください。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、高平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成21年の教育環境でのフューチャー、たしかそういうふうな事業での補助ということで、防衛補助以外に教職員用のICT整備というふうなことで123台ほど入れてございます。これにつきましてはOSがVistaということで、まだサポート期間がありますので、こちらの部分は一応今回は除きながらのサポート期間の切れる部分について検討をさせていただいておりますので、その部分、新たに延長できるような、XPが終わった後ですね、何年間必要なのか、教育用パソコンのソフトを今考えてWindows 7というふうなお話もさせていただいたところです。

あと、環境整備につきましては、まだ具体のものはお示しすることはできないんですけども、検討の段階としまして教育環境のパソコンのほうでサーバーとかいろいろな機器類、そしてさらには専門のパソコンの機器として必要なもの、そういった部分については相当項目がございます。そしてあと、一部無線LAN云々の一般質問でのお話もございましたが、有線でのLANのジャックといいますか、その部分は価格が入っておりましたので、そういった部分をどううまく活用できるかというふうなことで周辺機器のほうの整備を今後詰めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

それでは、Vistaの機械についてはサポート期間終了までこのまま利用するという

ことによろしいんですね。

2日前に社会文教常任委員会さんのほうに示した資料によりますと、職員室対応ということで整備を予定されているようなんですが、これとの整合性はどういうふうに理解すればいいんですか。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

今回につきましては校務用といいますか、教職員用、そういった部分についてはX Pの入っている台数分を加味しております。ですから、X Pは当然交代しないとサポート、セキュリティーの問題がありますので、そのセキュリティーが十分に果たせるようなものに考えていくというふうなことでございます。

ちょっと質問のあれと回答が合わないかと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

教職員用には、当時、配置するときに職員1人当たり、要するに学校の先生1人当たり1台ということで配置をして充足されているはずなんですよ。今回は更新の該当にならないということだとすれば、充足されているものにさらに職員用で47台整備するというのはどういうことかということを知っているんです。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

ただいまのご質問ですが、基本的に職員1台、これは間違いございません。

あと、教職員の学校の定数が毎年変化してきますので、一部追加をしながら教職員のほうのパソコンも整備をさせていただいているところでございます。そういった部分のパソコンが台数的に、当時、123台でしたけれども、教職員、約200名弱くらいお

りますので、そういった差の中で今回サポートの終了する部分についてのみ考えたという部分でございます。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第78号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第78号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第79号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第79号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第80号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計補正予
算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第80号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題と
します。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第81号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第81号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第82号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第82号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第83号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計
補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第83号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第84号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、議案第84号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第85号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第85号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「認定第1号 平成24年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」から

日程第28「認定第12号 平成24年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」まで

議長（大須賀 啓君）

日程第17、認定第1号 平成24年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第28、認定第12号 平成24年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長藤原敏明君。

会計管理者兼会計課長（藤原敏明君）

それでは、議案書の28ページをお願いいたしたいと思います。

認定第1号 平成24年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

お手元に配付の平成24年度大和町各種会計歳入歳出決算書、厚いものでございます。これと議案説明資料、認定第1号関係、平成24年度一般会計歳入歳出決算会計課と記載のありますものに基づいて説明をさせていただきます。

最初に、各種会計歳入歳出決算書の1ページをごらんいただきたいと思います。厚いほうでございます。

1ページには、一般会計と国民健康保険事業勘定特別会計など10の特別会計のそれぞれの決算額が記載された総括表となっております。一番上の欄が一般会計でございますが、一般会計の歳入につきましては、収入済み額が104億4,629万8,503円、また歳出の支出済み額は97億5,007万8,114円となりまして、差引残額は6億9,622万389円となったところでございます。

2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の款別集計表でございます。一番下の歳入合計の欄でございます。予算現額の計は100億2,505万2,000円、調定額は107億6,863万7,011円、収入済み額は104億4,629万8,503円となっております。不納欠損額は3,462万2,723円となります。収入未済額につきましては、調定額から収入済み額を差し引き、さらに不納欠損額を差し引いた額でございますが、2億8,771万5,785円となっております。予算対比でございますが、これにつきましては104.2%に、また調定対比につきましては97.01%となっております。

次に、歳出でございます。3ページをお願いいたします。これも一番下の歳出合計の欄になります。

予算現額の計につきましては、収入と同額の100億2,505万2,000円でございます。収入済み額につきましては、予算現額の次に掲載されております97億5,007万8,114円となっております。また、翌年度繰越額につきましては、繰越明許費が8,519万1,000円、事故繰越は3,950万5,000円でございます。これらを差し引きました金額が不用額として1億5,027万7,886円となっております。予算対比の執行率につきましては、97.26%でございます。

次に、議案説明資料、会計課の認定第1号関係の資料をお願いいたします。

決算額を23年度と比較しました表で説明いたします。この資料の4ページのほうをお開きいただきたいと思います。

平成24年度一般会計決算額の歳入についての記載でございます。

金額の説明につきましては万単位として、1,000円以下の表現を省略させていただきます。

1款町税でございます。表の右側に記載されております差し引きと増減率の欄をごらん願います。

平成23年度と比較しまして、差し引きで2億6,721万円の増、増減率で6.8%の増となっております。平成24年度決算額における歳入全体からの町税の構成比につきましては40%となっております。

2款の地方譲与税につきましては、差し引きでマイナス1,015万円、7.6%の減に、3款の利子割交付金につきましてはマイナス45万円、8.4%の減に、4款の配当割交付金につきましては12万円、4.6%の増に、また、5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては14万円で、23.3%の増となっております。

6款の地方消費税交付金につきましては8万円の増、7款のゴルフ場利用税交付金につきましては90万円で4.3%の増、8款の自動車取得税交付金につきましては1,673万円で54.5%の増となっております。

9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金及び10款地方特例交付金につきましては、それぞれマイナスとなっております。

11款の地方交付税につきましては、マイナス9億5,302万円、32.3%の減でございます。

公債費につきましても、平成23年度は27%でありましたが、平成24年度は19.2%となっております。これにつきましては、特別交付税分で震災復興の減額、普通交付税では基準財政収入額の増加により減となっております。

12款の交通安全対策特別交付金と13款の分担金及び負担金につきましてはマイナス

に、14款の使用料及び手数料につきましては198万円、1.5%の増となっております。

15款の国庫支出金につきましては2億9,896万円、19.3%の減となっております。これにつきましては、東日本大震災による災害復旧事業によるものでございます。

16款の県支出金は8,053万円、12.5%の増でございます。県支出金につきましては前年をやや上回っておりますが、こちらにつきましては民間保育所整備事業費等の増加によるものでございます。

17款の財産収入につきましては178万円で、4.3%の増でございます。

18款の寄附金はマイナス306万円、79.3%の減でございます。

19款の繰入金は2億1,435万円で407.3%の増になっておりますが、これにつきましては学校校舎建設基金からの繰り入れ等があったことによるものでございます。

20款の繰越金は1億4,889万円、72.9%の増に、21款の諸収入はマイナス345万円、1%の減となっております。

22款の町債は5,559万円、11.2%の増でございます。これにつきましては臨時財政対策債及び学校教育施設等整備事業債などで増額となったことによるものでございます。

歳入合計では、差し引きでマイナス5億415万円、4.6%の減となったところでございます。

続きまして、5ページの歳出について説明させていただきます。

こちらにも、差し引きの欄と増減率の欄をごらんください。

1款の議会費につきましてはマイナス1,425万円、9.7%の減となっております。これにつきましては、地方議会議員年金制度の廃止に伴い負担金が減となったものでございます。

2款の総務費につきましては、マイナス2億983万円、14.7%の減でございます。これにつきましては、基金への積立金の減などによるものでございます。

次に、3款の民生費でございます。2億2,408万円、10%の増でございます。これにつきましては、民間保育所施設整備補助及び運営委託費等の増加などによるものでございます。

それから、4款の衛生費でございます。マイナス1億8,556万円、15.7%の減でございます。これにつきましては水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金の減、黒川地域行政事務組合へのごみ処理経費の負担の減額などによるものでございます。

5款の農林水産業費につきましてはマイナス5,065万円、22.4%の減でございます。

これにつきましては農業集落排水事業特別会計への繰出金の減、水田現況地図データ作成業務の終了などによるものでございます。

それから、6款の商工費でございます。3億8,287万円、128.4%の増でございます。これにつきましては企業立地奨励金及び用地取得助成金、合わせて5億1,900万円の交付がございました。

7款の土木費でございます。1億7,420万円、16.2%の減でございます。これにつきまして、下水道特別会計への繰出金の減額などによるものでございます。

8款の消防費でございますけれども、マイナス5,491万円、10.8%の減でございます。これにつきましては、黒川地域行政事務組合への震災対応による常備消防費の負担額が減少したものでございます。

9款の教育費につきましては2億5,530万円、22.5%の増でございます。これにつきましては、宮床中学校屋内運動場建設により増額となったものでございます。

次に、10款の災害復旧費につきましてはマイナス7億6,993万円、60.2%の減となっております。これにつきましては、東日本大震災の復興事業の終了等によるものであります。

11款の公債費につきましては983万円、1.2%の増となっております。

歳出合計としましては、前年度との比較においてマイナス5億8,724万円、5.7%の減となったところでございます。

次に、決算の事項別明細の概要につきまして説明をさせていただきます。

決算書、厚いほうの資料でございます。決算書の9ページをお願いしたいと思います。

歳入について、節ごとの記載がなされております。ここからの金額の説明につきましても万単位とさせていただきます。

1行目につきましては、第1款町税に対する記載でございます。町税の調定額は中ごろに記載されております43億9,579万円でございます。収入済み額につきましては41億7,412万円に、不納欠損額につきましては3,457万円になってございます。不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づいて、件数で2,294件、人数では568人分の不納欠損処分の手続を行ったことによるものでございます。

1款町税の収入、未納額は1億8,709万円となっております。

次に、1款町税の中の1項町民税についてでございます。収入済み額が14億236万円で、前年度と比較いたしまして2億2,121万円、18.7%の増となっております。

内訳といたしまして、1目の個人町民税では収入済み額が9億6,478万円となり、

前年度より1億164万円の増となっております。また、2目の法人町民税につきましては収入済み額が4億3,758万円で、前年度比較で1億1,957万円の増となったところでございます。

次に、2項の固定資産税につきましては収入済み額が22億3,957万円で、前年度比較1,842万円、0.8%の増となり、3項の軽自動車税につきましては収入済み額が5,289万円で、前年度より213万円、4.2%の増となっております。

10ページをお願いいたします。

4項の町たばこ税でございますけれども、収入済み額は2億8,679万円となり、前年度比較で1,704万円、6.3%の増でございます。

それから、5項の入湯税につきましては収入済み額31万円で、前年度に比べまして6万円の減に、また6項の都市計画税につきましては収入済み額1億9,217万円で、前年度比較846万円の増となっているところでございます。

次の2款の地方譲与税につきましては調定額1億2,324万円で、収入済み額につきましても同額となっております。

11ページになります。

3款利子割交付金につきましても調定どおりの収入済み額となっており、また4款の利子割交付金から5款の株式等譲渡所得割交付金、それから12ページになりますが、6款の地方消費税交付金、7款のゴルフ場利用税交付金、8款の自動車取得税交付金、それから13ページになりまして、9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、10款の地方特例交付金、11款の地方交付税、次の14ページになりますけれども、12款の交通安全対策特別交付金までの各款につきましても調定どおりの収入済み額となっております。

次に、13款分担金及び負担金についてでございます。

1項分担金の3目災害復旧費分担金の1節農林水産施設災害復旧分担金につきましては、収入済み額が217万円でございます。収入未済額としましては76万円ほどございますが、事故繰越として平成25年度への繰り越しをするものでございます。

15ページになります。

2項負担金の1目民生費負担金の2節……。

議長（大須賀 啓君）

収入までと思ったけれども、結構あるから、途中ですが、ここで暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者兼会計課長藤原敏明君。

会計管理者兼会計課長（藤原敏明君）

それでは、午前を引き続いて説明をさせていただきます。

決算書15ページをお開きいただきたいと思います。

13款2項負担金の1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金でございます。これにつきましては、大和町保育所、もみじヶ丘保育所及び菜の花保育園への入所・入園に係る保育料でございます。7,957万円の収入済み額で、358万円が収入未済額となっております。

次に、14款の使用料及び手数料の1項使用料につきましては、1目総務使用料から、16ページに掲載されております6目教育使用料まででございますが、それぞれの施設などの使用に対して収納がなされたものでございます。

これらのうち5目土木使用料の3節の住宅使用料でございますけれども、町営住宅入居者に対する家賃収入として3,640万円の収入済み額でございますが、431万円が収入未済額となっております。

次に、2項手数料の1目1節の総務手数料ですが、これにつきましては戸籍手数料、住民票手数料や税務手数料など1,270万円の収入となっております。

17ページをお願いいたします。

3目1節の清掃手数料でございます。これにつきましては廃棄物処理手数料などで3,494万円の収入済み額でございます。収入未済額が1万円ほどでございます。

次に、15款の国庫支出金でございます。

1項1目の民生費国庫負担金についてでございますが、1節の保険基盤安定負担金から5節の児童手当負担金までにつきましては、国保会計、障害者自立支援給付費、それから児童手当などに対する負担金収入となっているところでございます。

2目の災害復旧費国庫負担金の1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては

2億5,072万円の収入済み額でございます。これにつきましては道路橋梁災害復旧事業及び住宅応急工事などへの負担金収入でございますが、繰越明許費として3,128万円がございます。

18ページをお願いします。

3目1節の中学校費負担金につきましては収入済み額6,978万円で、宮床中屋内体育館の施設整備費としての負担金収入でございます。

次に、2項国庫補助金の1目1節の障害者福祉費補助金につきましては、収入済み額307万円でございます。これにつきましては、障害者の地域生活支援事業などに対する補助金収入でございます。

3節の地域子育て創生事業補助金でございますけれども、756万円の収入済み額で、児童手当制度管理システム導入に係る補助金収入でございます。

次に、2目1節の保健衛生費補助金につきましては、315万円の収入済み額となっております。がん検診推進事業に対する補助金収入でございます。

次の3目1節の道路橋梁費補助金でございますが、これにつきましては、町道吉田落合線道路改良舗装工事及び天皇寺高田線の公共駐車場整備工事に対する国庫補助分1億1,050万円の収入でございます。収入未済額1,867万円につきましては、繰越明許費分でございます。

19ページになります。

5目1節の教育総務費補助金でございますが、1,223万円の収入済み額で、私立幼稚園への就園奨励費に対する補助金収入でございます。

それから、6目1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金でございますが、小型動力ポンプ積載車購入や学校給食センター維持運営事業、宮床難波線舗装工事、高田線舗装工事、消防車庫新築工事、それからあんしん子育て医療費事業などに対する交付金1億9,511万円の収入でございます。収入未済額が700万円となっておりますが、これは天皇寺地区外排水路工事に係る繰越明許費でございます。

次の7目1節の都市整備災害復旧費補助金でございますが、八谷館緑地の災害復旧工事などへの交付金432万円の補助金収入でございます。

2節の社会教育施設災害復旧費補助金752万円でございますが、吉田教育ふれあいセンターの災害復旧工事に対する補助金収入でございます。

20ページになります。

次に、3項委託金の1目総務費委託金につきましては、自衛官募集事務費、外国人登録事務費に係るもの、また2目の民生費委託金につきましては、国民年金事務費や

特別児童扶養手当などの委託金収入でございます。

次に、16款の県支出金でございます。こちらにつきましては、20ページから24ページまでの記載となっております。

1項の県負担金につきましては、調定どおりの収入額となっております。

1項1目1節の保険基盤安定負担金でございますけれども、9,809万円の収入済み額となっております。これは国庫負担金と同様に県負担分の収入でございます。

2節の障害者援護費負担金でございます。8,918万円の収入済み額となっております。

3節の子ども手当負担金につきましては1,077万円の収入済み額に、次の4節児童福祉費負担金につきましては1,334万円の収入済み額となります。また、子ども手当から児童手当に名称が変更になりましたので、5節に児童手当負担金として、国の負担同様に県負担分となる分6,254万円の収入でございます。

21ページになります。2項県補助金の1目3節の児童福祉費補助金につきましては4,955万円の収入済み額となっております。乳幼児、心身障害児、母子・父子家庭への医療費に対する補助金収入などでございます。

4節の子育て支援対策臨時特例交付金につきましては、1億2,260万円の収入済み額となっております。これにつきましては、保育所等緊急整備事業に対する補助金でございます。

次に、2目1節の保健衛生費補助金でございますが、2,423万円の収入済み額でございます。妊婦健診の事業や子宮頸がん等ワクチン接種事業、自殺対策緊急強化事業費に対する補助金収入でございます。

3目1節の農業費補助金につきましては1,264万円の収入済み額で、中山間地域等直接支払交付金や戸別所得補償制度推進事業などに対する補助金収入でございます。

また、2節林業費補助金468万円につきましては、森林整備活動支援事業などに対する補助金収入でございます。

22ページになります。

5目1節の市町村振興総合補助金につきましては903万円の収入済み額で、みやぎの水田農業改革支援事業、低年齢児保育施設助成事業などに対する補助金収入でございます。

6目1節の緊急雇用創出事業補助金につきましては、4,558万円の収入済み額となっております。これにつきましては、震災対応等の臨時職員採用や、小中学校学級支援サポーター配置事業、児童学習支援員配置事業などに対する補助金収入でございます。

す。

7目1節みやぎ環境交付金につきましては394万円の収入済み額となっております。これにつきましては、防犯灯省エネ改修事業に係る補助金収入でございます。

8目1節の農地等災害復旧事業費補助金につきましては、3,522万円の収入済み額となっております。収入未済額3,292万円は、農業用施設の災害復旧事業に係る事故繰越分でございます。

2節の林道施設災害復旧事業補助金につきましては、4,927万円の収入済み額であります。これは林道高倉線などの災害復旧事業の分でございます。

3節の被災者児童生徒就学支援事業補助金につきましては、330万円の収入済み額となっております。

9目1節の東日本大震災復興基金交付金につきましては、2,908万円の収入済み額であります。これにつきましては、東日本大震災復興基金への積立金及び災害関係利子補給等でございます。

23ページ、3項委託金の1目2節の徴税費委託金についてでございます。3,671万円の収入済み額でございます。県民税徴収取扱費としての収入でございます。

5節の選挙費委託金につきましては990万円の収入済み額でございます。平成24年12月16日執行の衆議院議員選挙執行費に係る委託金収入でございます。

24ページをお願いします。

3目3節の社会教育費委託金につきましては、522万円の収入済み額でございます。放課後子ども教室推進事業及び共同教育プラットフォーム事業委託金収入でございます。

次に、17款財産収入の1項1目1節土地建物貸付収入につきましては、340万円の収入済み額となっております。これにつきましては、町有財産の貸付収入などがございます。

2項1目1節の土地売払収入につきましては、2,858万円の収入済み額となっております。これにつきましては、小野字岩倉地内の町有地の売り払い1件、鶴巣山田字中窪地内ため池1件、落合桧和田字中屋敷1番地内の法定外公共物の払い下げ1件に対する収入でございます。

2節の立木売払収入につきましては、763万円の収入済み額となっております。これにつきましては、分収造林地における立木の売払収入でございます。

25ページになります。

3目1節肉用牛売払収入につきましては肉用牛貸付事業貸付牛売払収入で、4頭分、

249万円の収入済み額でございます。

26ページをお願いいたします。

19款繰入金の1項特別会計繰入金から27ページまでの掲載となっております2項基金繰入金につきましては、それぞれの基金からの繰り入れとして、調定どおりの収入済み額となっております。

20款の繰越金につきましても、前年度からの繰越金として調定どおりの収入となっております。

28ページになります。

21款諸収入の3項1目1節の民生費貸付金元利収入についてでございます。これは災害援護資金貸付金償還金で407万円の収入済み額となっており、収入未済額が1件、4万円でございます。

次に、3目1節の土木費貸付金元利収入につきましては9,680万円の収入済み額で、大和流通株式会社及び吉岡南第二土地区画整理組合貸付事業の償還金でございます。

29ページ、4項2目1節の自転車競技場管理受託事業収入でございます。収入済み額746万円につきましては、財団法人宮城県スポーツ振興財団からの自転車競技場の管理受託事業収入でございます。

それから、5項1目2節の給食費納付金でございますけれども、これにつきましては学校給食に対する納付金として1億1,080万円の収入済み額となっております。収入未済額が201万円でございます。

2目1節の場外車券売場交付金でございますけれども、これにつきましては891万円の収入済み額となっております。

3目1節の雑入でございますけれども、収入済み額5,145万円となっております。収入の主なものとしましては、宮城県市町村振興協会からのグリーンジャンボ宝くじ交付金として953万円、オータムジャンボ宝くじの交付金として576万円、それから東日本電信電話株式会社に対する光ファイバケーブル貸付料として400万円などとなっております。

次に、22款の町債でございますけれども、1項1目1節の災害援護資金貸付金から、30ページの記載になります6目1節の臨時財政対策債までにつきましては、調定どおりの収入済み額となっているところでございます。

以上が一般会計の歳入でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

それでは、続きまして、次に歳出のほうに移らせていただきます。31ページでございます。

1 款の議会費からご説明いたします。

1 項 1 目議会費につきましては、議会の定例会、臨時会、各常任委員会活動等に伴います議員18名、職員3名分の人件費及び議会運営に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、24ページから28ページをあわせてご参照をお願いいたします。

1 節報酬及び9 節旅費につきましては、議員18名分の報酬及び費用弁償並びに各常任委員会の視察旅費等でございます。

2 節給料につきましては、職員3名分の給料、3 節は職員の各種手当等及び議員の期末手当、4 節は共済費等の人件費に係るものでございます。

以下、各款・科目の2 節から4 節までの人件費関係につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

8 節報償費につきましては、議会広報に掲載しました小中学生からの記事に対する謝礼として図書カードを購入したものでございます。

11 節需用費につきましては、議会だよりを年4 回発行しました印刷製本費等に要した費用などでございます。

12 節役務費につきましては、議員改選に伴い議席の標柱の書きかえ代でございます。

13 節委託料は、会議録の作成委託料などでございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、高速道路の通行料でございます。

18 節備品購入費につきましては、委員会室等を表示する案内板を購入したものでございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県町村議会議長会並びに宮黒町村議会議長会への負担金等でございます。

次に、2 款 1 項 1 目一般管理費でございます。一般管理費のほか職員研修事業、公用車管理及び行政区長等に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は29ページから31ページを参照願います。決算書の32ページでございます。

1 節報酬につきましては区長61名、産業医1 名に係る報酬。8 節報償費につかま

ては顧問弁護士への報償費のほか、退任区長への記念品代等に要した費用でございます。

9節は職員の研修旅費のほか、区長への費用弁償、町長の企業誘致活動等に要した旅費でございます。

11節需用費につきましては、事務用のコピー代、消耗品費、新聞・図書等の購入費、公用車の燃料代等に要した費用でございます。

12節役務費は公用車の保険料、職員ボランティア保険、職員採用試験等に要した費用でございます。

13節委託料でございます。宮城県公平委員会への事務委託のほか、職員の健康診断業務委託料及び区長配達業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、現行日本法規のCD-ROM使用料及び有料道路通行料でございます。

18節につきましては、町長車を更新したことに伴う経費でございます。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合の管理運営費分の負担金及び宮黒町村会への負担金のほか、区長会への事業活動に対する補助金等でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、宮城県移譲事務交付金等の前年度、ここでは平成23年度分の実績による償還金でございます。

次に、2目文書広報費でございます。文書管理、広報広聴等に要した費用でございます。

説明書につきましては31ページから32ページになります。そこをご参照願いたいと思います。

1節及び9節につきましては、情報公開審査会並びに個人情報保護審査員の任期満了に伴いまして審査会を開催した際の委員報酬と費用弁償でございます。

8節につきましては、広報モニターへの謝礼としての図書カード購入代、11節需用費は、広報たいわの発行に要する費用として月平均9,775部の印刷に要した印刷製本費のほか、例規集の追録代等でございます。

12節役務費につきましては、郵便後納料金、電話料金、インターネット等の通信料でございます。

13節委託料は、例規システムの保守点検料でございます。

14節につきましては、印刷機、ファクス、例規システムの機械借上料等でございます。

18節につきましては、広報用のカメラ及び紙折り機を購入したものです。

19節につきましては、社団法人日本広報協会への会費負担金のほか、みやぎふるさとCM大賞制作チームへの活動補助金でございます。

よろしく申し上げます。

議長 長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、3目財政管理費になります。成果説明書につきましても33ページに記載しているものでございます。そのほか、配付させていただいております資料といたしまして、決算に関する説明の内訳ということで、別冊の委託料と補助金等につきまして、各課対象課につきまして記載してございますので、後ほどご参考にしていただければと思います。

それでは、決算書の33ページでございますけれども、まず、8節報償費につきましては、入札監視委員会の報償金、11節需用費につきましてはコピー代、予算成果報告書の印刷代、参考図書等の購入費でございます。

19節負担金につきましては、地方財務協会、全国森林環境税創設連盟への負担金となっております。

23節償還金利子及び割引料につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金の未使用分につきまして県への償還となっております。

25節積立金につきましては、まちづくり基金への1億4,400万円の積み立て、それから東日本大震災復興基金への積み立て2,500万円、ほかにつきましては、利子分の5基金への積み立てとなっております。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）

会計課長藤原敏明君。

会計管理者兼会計課長（藤原敏明君）

続きまして、4目会計管理費でございます。これにつきましては会計事務に要した経費でございます。

11節の需用費につきましては、決算書、請求書用紙、名入り封筒などの印刷代、それから図書追録代、コピー代などでございます。

12節の役務費につきましては、講座振込の回線利用料、電話料及び金融機関におけます公金口座取扱手数料などでございます。よろしく申し上げます。

議長 長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

33ページ、最下段、5目財産管理費でございます。成果の説明書につきましては、33ページから34ページになってございます。

ここの財産管理費につきましては、まず吉岡コミュニティセンター、それから吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センターの施設維持管理に要した経費について支出したものでございます。

それから、3施設の利用状況につきましては成果説明書の34ページに記載をしておりますので、後ほどご参照いただければと思います。それからこの費目の中には、公用車、普通財産、それから庁舎の管理経費がございます。

まず、7節賃金につきましては、施設の事務補助、清掃員、巡視員の賃金でございます。

34ページでございます。

11節需用費につきましては、各施設の光熱水費、燃料費、修繕料、公用車の車検代、それから各種消耗品代となっております。ここに事故繰越額129万2,000円につきましては、鶴巣防災センターの調理室床修繕料について繰り越しをさせていただいたものとなっております。

12節役務費463万6,000円につきましては、通信費及び施設の火災保険料及び町有林の森林保険料等となっております。

13節につきまして2,553万円ほどございますけれども、庁舎の清掃費、宿日直委託、マイクロバス運転業務委託、各種普通財産の管理委託、吉岡コミセン窓口業務、消防施設保守点検等が主な内容となっているものでございます。

14節使用料につきましては、旧NTT施設の中町の施設分の借上料、それからテレビの聴視料、駐車場の借上料となっております。

15節工事請負費620万4,000円でございますけれども、宮床ダム付近の町有地のり面保護工事前払い金330万円、それから庁舎案内看板290万4,000円でございます。この明許繰越499万5,000円につきましては、宮床ダム付近の町有地のり面保護の工事

の内容となっているものでございます。

18節備品購入費64万6,000円につきましては、庁舎用の備品購入費となっているものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、分収造林契約収益分収金610万4,000円、黒川地区防火管理協議会と黒川地区安全運転管理者会負担金等となっております。

23節償還金利子及び割引料につきましては、役場庁舎及びリサーチの代替地として取得いたしました財源に対します元金2,080万円、それから利子分177万9,000円の償還金となっております。

27節公課費につきましては、公用車の自動車重量税となっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 （千葉恵右君）

続きまして、6目企画費でございます。主要な施策の成果に関する説明書34ページから36ページもあわせてごらんください。

企画費は、広域行政の推進、防衛施設周辺整備対策、米軍実弾射撃移転訓練に伴う安全対策、地域活性化事業、地域情報通信基盤整備事業、町民バスに関する費用でございます。

8節報償費でございますが、地域交通会議委員8名に対する報償費に要する費用でございます。

11節需用費はコピー料金、事務用品のほか、町民バスのタイヤ購入、町民バスの車検整備費用、バスダイヤ改正に伴います時刻路線図印刷代、米軍実弾射撃訓練関係チラシ印刷代等でございます。

12節役務費につきましては、テレビ難視聴区域への共同受信施設設置に伴います建物共済分担金、町民バスの車検申請手数料、自賠責保険でございます。

13節委託料は、町民バスの運行业務委託料、吉田・宮床地区への光ファイバ網を町で設置しておりまして、NTT東日本とのIRU契約業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、光ファイバ網設置に伴います電話柱、電力柱等の共架料及び町民バスの故障や定員オーバーに伴います代替バスの借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、財団法人東北地域活性化研究センターほか13協議会への負担金及びふるさと産品開発協議会ほか2団体への活動補助金でございます。

25節積立金につきましては、あんしん子育て医療費助成事業として特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の基金積立金でございます。

27節公課費につきましては、町民バス4台分の重量税でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

続きまして、7目電子計算費でございます。各種電算機器類の管理運営に要した費用でございます。

主要な成果の説明書は37ページをご参照お願いいたします。

7節賃金につきましては、新基幹システムデータ入力に係る臨時職員の賃金でございます。

11節需用費は、電算関係消耗品のほか、コンピューターウイルス対策ソフトの更新料でございます。

12節役務費は、インターネット接続料、サーバー使用料、光通信回線料等の通信費用でございます。

13節委託料は、電算業務処理に伴います総合保守委託及び法改正に伴います給与システム等修正業務委託、各種電算システム運用に伴います支援保守業務委託料などとなっております。

14節につきましては、財務会計、人事給与、文書管理、施設管理など、情報処理と情報管理を行うための基幹システム等の費用でございます。

15節につきましては、昨年10月からの組織再編に伴いまして職員用パソコン端末の配線工事に要した費用でございます。

19節につきましては、宮城県高度情報化推進協議会負担金及び宮城県市町村電子申請システムの共同利用負担金でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

8目出張所費についてご説明いたします。これにつきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営費でございます。

まず、9節であります。これは事務連絡のための職員の旅費になります。

11節需用費ですが、これにつきましてはプリンターのトナー代などになってございます。

12節につきましては、窓口証明のためのファクス回線があります。これの使用料になります。

13節委託料ですが、レジスターの保守点検料になります。

14節につきましては、出張所のテレビの受信料になっております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

次に、9目交通対策費でございます。交通対策費につきましては、交通安全に係る各種事業の実施や交通安全思想の啓蒙活動に要した費用でございます。

主要な施策の成果の説明書は37ページをご参照お願いいたします。

1節報酬につきましては、交通安全指導員26名に対する報酬でございます。

36ページになります。

9節旅費でございますが、交通安全指導員の出勤、延べ803名分の費用弁償でございます。

11節需用費は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全指導員用装備用品、新入生用の黄色い帽子等の購入に要した費用でございます。

12節役務費は、交通安全指導員に係る傷害保険料及び交通安全広報車の保険料等でございます。

19節につきましては、黒川郡交通安全推進協議会及び大和町交通安全推進協議会への負担金でございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。町内各所に設置しております固定系防災無線放送用機器の管理運営に要した費用でございます。

主要な施策の説明書は38ページをご参照、お願いいたします。

11節需用費につきましては、防災無線子局の電気料及び戸別受信機の修理代等でございます。

12節役務費は、黒川消防本部との専用回線使用料でございます。

13節委託料は、防災無線子局96局に係るバッテリー交換業務委託料のほか、防災無線放送機器の年間保守点検業務委託料でございます。

15節工事請負費は、防災無線子局4基の移設工事に要した費用でございます。

19節につきましては、電波利用料になります。

次に、11目女性行政推進事業費でございます。男女共同参画社会の形成に向け、意識の高揚を図るための啓発活動等に要した経費でございます。

説明書につきましては38ページを参照願います。

1節報酬につきましては、男女共同参画推進審議会を1回開催したことにより委員5人分の報酬でございます。

8節報償費でございます。男女共同参画推進研修会を開催した際の講師謝礼でございます。

9節旅費につきましては、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償でございます。

11節需用費は、事務用品及び啓発用パンフレットの印刷代等でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費でございます。37ページに入りますが、これにつきましては、賢い消費者となるための講座開催や啓発事業のほか、消費生活相談員を配置しまして消費生活に係る相談の迅速かつ適切な処理を図るために要した費用でございます。

37ページでございます。

7節賃金につきましては、消費生活相談に係る相談員1名分の賃金でございます。

11節需用費につきましては、事務用品及び啓発用リーフレットの印刷代でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、消費生活講座研修会の際のバスの借上料でございます。

次に、13目諸費の中の総務課関係分でございますが、表彰式に要した経費、防犯対策に要した経費及び人権相談、行政相談の開催並びに社会を明るくする運動に要した経費でございます。

説明書につきましては39ページ、参照をお願いいたします。

1節につきましては、表彰審査委員会を1回開催したことに伴います委員5名分の

報酬であります。

8節につきましては、町政功労者の記念品代、人権作文コンクールの参加賞代等でございます。

9節旅費につきましては、表彰審査員5名分の費用弁償でございます。

11節につきましては、表彰式に関する消耗品代及び式次第の印刷代並びに人権相談の際の昼食代等に要した経費でございます。

12節役務費につきましては、全国町村会総合賠償補償保険料等でございます。

13節につきましては、表彰式の会場設営等業務委託料でございます。

19節につきましては、山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか6団体への負担金及び大和町防犯協会への補助金でございます。交付金につきましては、ベルサンピアみやぎ泉のスケートリンク場の運営を支援するための運営するために交付したものでございまして、これにつきましては22年度から24年度まで3年間交付するというもので、24年度が最終年度となるものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、同じく13目のうち、財産課担当分につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、14節使用料及び賃借料でございますけれども、40万985円でございますけれども、これにつきましては宮床地区駐車場の土地借上料となっているものでございます。

それから、19節負担金補助及び交付金のうち967万3,000円につきましては、財産区振興費になってございます。宮床・吉田・落合の各財産区から地域団体への助成として一般会計へ繰り入れを受けまして、この諸費から支出をいたしているものでございます。宮床地区につきましては6団体、吉田は2団体、落合は8団体となっているものでございます。財産区の成果報告書のところに対象団体が記載してございますので、後ほどご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、報告書の144、145、146ページの3ページにわたって記載をさせていただいてございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

同じく、13目諸費の中の町民生活課分についてご説明させていただきます。

自衛官募集に係る事務費になります。9節旅費になります。これにつきましては、担当者会議のための経費となっております。

それから、11節需用費ですが、消耗品代、コピー代ほかになってございます。

それと19節の負担金補助及び交付金であります。これにつきましては、大和町の自衛隊父兄会に対する補助金ということになってございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは、同じく13目の諸費のうちの都市建設課所管分についてご説明申し上げます。

主要な施策の説明資料の39ページ、上段もあわせてご参照していただきたいと思っております。

諸費のうちの防犯対策費であります。防犯灯の維持管理及び新設費に要したものでございます。

11節需用費960万ほどのうちに都市建設課分は913万円ほどになっております。内訳につきましては、防犯灯の電気料が788万6,000円、それから修繕、防犯灯の球切れ等に要した修繕料でございますが、箇所数が195カ所の金額につきましては122万7,000円というふうになっているものでございます。

それから、15節工事請負費でございます。これらについては全て都市計画課のものでございまして、みやぎ環境交付金事業で防犯灯の省エネ改修工事を行ったものでございまして、防犯灯の灯具をLEDに更新したものでございます。数につきましては345灯を切りかえを行ったものでございます。金額にいたしまして405万4,000円でございます。更新の箇所につきましては、もみじヶ丘、それから吉岡、吉田の地区になっておるものでございます。そのほか防犯灯の新設工事を行っておりまして、LEDの照明を6灯新設したものでございまして、金額につきましては18万9,000円となっているものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長千葉良紀君。

税務課長 （千葉良紀君）

2款2項徴税費についてご説明させていただきます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、41ページから46ページに記載をしておりますので、ご参照願います。

また、24年度町税の税目別課税状況につきましては、同じく主要な施策の成果に関する説明書の18ページから23ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要する費用でございまして、電算システムの維持管理費などに係る支出であります。

主な内容でございまして。

1節報酬及び次のページの9節旅費につきましては、固定資産評価審査委員会の委員報酬及び費用弁償であります。24年度中に審査の申し出はありませんでしたが、委員の皆さんの研修会を3月に開催しましたので、その際の報酬と費用弁償でございまして。

11節需用費は参考図書代、追録代、コピー代などの事務消耗品代と納税通知書用封筒の印刷代であります。

13節委託料につきましては、各種町税等の課税システム、収納システム、申告支援システム、証明システムなどの年間保守業務委託に係る支出でございまして。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会、仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金、負担金は宮城県軽自動車等運営協会のほか2団体へ支出したものでございまして。

次に、2目賦課徴収費であります。町民税、固定資産税、軽自動車税などの課税事務、申告相談事務、土地家屋の異動処理や評価事務及び徴収事務に要した経費でございまして。

7節賃金は、収納事務嘱託員1名に係る支出でございまして。

8節報償費につきましては、納税貯蓄組合、それから口座振替のキャンペーン用の記念品代、それから小中学生への納税ポスターを募集した際の記念品代が主なものでございまして。

9節旅費は、納税貯蓄組合研修会に係る支出でございまして。

11節需用費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税などの課税台帳、納税通知書の印刷代及び徴収事務に係る督促状、催告書などの印刷代が主なものでございます。

12節役務費は、申告書、納税通知書などの郵送料のほか、口座振替手数料などの支出でございます。

13節委託料につきましては、町県民税及び償却資産データ入力業務、税制改正に伴うシステム変更業務、家屋評価システム保守業務、修正図等作成業務、不動産鑑定委託などに要した支出でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、公的年金からの個人住民税の特別徴収に係る電子化システム及び管理システムのリース料、地方税電子申告支援サービス利用料などに要した経費でございます。

18節備品購入費は、公用車にポータブルナビゲーションを購入して取りつけたものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、社団法人地方税電子化協議会への負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、法人町民税、個人町民税、固定資産税の税額の修正や更正に係る過年度還付金及び加算金を支出したものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費についてご説明させていただきます。

これにつきましては、町民生活課の窓口であります公証・証明に用いられる事務費になります。住民基本台帳、戸籍ですね、それと印鑑証明の関係の経費になります。当然システムの運営に関する費用も含まれてございます。

成果に関する説明書のほうは47、48ページに記載してありますので、ご参照ください。

11節、これにつきましては各種申請・証明書の用紙の印刷代になります。

それから12節、これにつきましては電話料、それと郵送料になります。

13節委託料、これにつきましては戸籍システムの保守点検の委託料ということにな

ります。

14節、これにつきましては、戸籍システムの機械の借上料となっております。

19節、これにつきましては宮城県の戸籍住基外国人登録事務協議会、この協議会への負担金ということになってございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

次に、4項選挙費でございます。選挙管理委員会の開催、選挙啓発及び各種選挙に要した費用となります。

成果に関する説明書は49ページ、50ページをご参照お願いいたします。

1目選挙管理委員会費でございます。1節及び9節は委員4名の報酬及び費用弁償、11節需用費につきましては事務用消耗品代等でございます。

40ページに入りまして、2目選挙啓発費の8節につきましては、選挙啓発用のポスターコンクールの記念品代等でございます。

9節旅費は、明るい選挙啓発大会参加に伴う費用弁償、14節は駐車料金でございます。

3目大和町土地改良区総代選挙執行費につきましては、平成24年10月16日執行の選挙事務に要した経費で無投票でございました。

1節及び9節につきましては、選挙管理委員等の報酬と費用弁償でございます。

11節需用費は、投票所入場券の印刷代等でございます。12節は郵送料でございます。

4目衆議院議員選挙執行費につきましては、平成24年12月16日執行の選挙事務に要した経費で、投票率は51.94%でございました。

1節報酬は、選挙管理委員投票立会人等の報酬、3節職員手当等は投票事務従事者の時間外手当、7節賃金は臨時事務補助員の賃金及び選挙広報の配布賃金でございます。

8節報償費は、ポスター掲示板を私有地に設置した際の敷地借用謝礼、9節旅費は投票立会人等への費用弁償、11節は選挙事務に要する消耗品代等でございます。

12節役務費は、郵送料及び期日前投票管理システム保守点検料等でございます。

13節委託料は、ポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料。

41ページに入りまして、14節につきましては会場借上料及び投票箱送致用のタクシー

一借上料等でございます。

次に、5項1目統計調査費でございます。これにつきましては工業統計調査、就業構造基本調査等の指定統計調査に要した費用でございます。

成果に関する説明書は50ページをご参照お願いいたします。

1節及び9節旅費につきましては、工業統計調査等に係る調査員の報酬及び費用弁償でございます。

8節報償費につきましては、就業構造基本調査記入者への謝礼代、11節は統計調査に要する事務消耗品代等でございます。

12節につきましては、郵送料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県統計協会及び県農林統計協会への負担金のほか、大和町統計調査員協議会への補助金でございます。

次に、6項1目監査委員費でございます。監査委員、事務局職員の人件費及び例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政援助団体等に対する監査等に要する経費でございます。

1節及び9節旅費につきましては、監査委員2名分の報酬及び費用弁償でございます。

11節需用費は事務用品代、12節は郵送料でございます。

42ページに入りまして、19節につきましては宮黒地方町村監査委員協議会への負担金でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉費でございます。社会福祉費総務費につきましては、大和町社会福祉協議会等への支援及び生活保護費並びに国民健康保険事業勘定特別会計等への繰り出し等に要した費用でございます。

以下、民生費につきましては、主要な施策の成果に関する説明書51ページからあわせてご参照をお願いいたします。

まず、1節報酬でございますが、民生委員の補充が必要となった場合の民生委員推薦委員会委員の報酬を予算措置いたしました。平成24年度、交代等がなかったとい

うことで支出はございませんでした。

7節につきましては、生活相談員嘱託員の賃金でございます。

8節、9節につきましては、民生委員の補充等がございませんでしたので、支出はございませんでした。

11節につきましては、消耗品、公用車等に係る燃料費等でございます。

12節につきましては、通信費用、公用車の保険料等でございます。

13節につきましては、セラピー広場高木樹殺虫散布及びいこいの家たんぼぼの建築基準法に基づきます3年に1回の調査委託料でございます。

19節につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員協議会等への補助金でございます。

20節につきましては、火災等の災害及び浮浪者への一時扶助に要したものでございます。

25節につきましては、長寿社会対策としての基金積み立てでございます。

27節につきましては、公用車の重量税ですが、廃車により支出はございませんでした。

28節につきましては、国民健康保険事業特別会計への町の法定分及び人件費等を繰り出しさせてもらったものでございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。老人福祉費につきましては、いきいきサロン、老人クラブへの支援、さらにはシルバー人材センターへの支援、敬老会事業及び高齢者の生活支援事業に要した費用でございます。

8節につきましては、敬老会時の記念品、アトラクション謝礼等でございます。

11節につきましては、敬老会時の食糧費、印刷代等でございます。

13節につきましては、シルバー人材センターへの高齢者就業機会創出事業としまして、就業先開拓や広報活動に要した費用、さらには延べ21人分の寝具洗濯、乾燥、消毒サービス料及び軽度生活支援事業、延べ6人分の高齢者の生活支援事業に要した委託料でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センターへの負担金、さらには低所得者利用者負担対策事業といたしまして、特別養護老人ホーム入所者への利用軽減措置といたしましての負担金、補助金といたしましては町内51地区で実施をしております隣組いきいきサロンへの補助金でございます。さらには、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ並びに老人クラブ連合会への補助金でございます。

20節につきましては、80歳以上の方々への敬老祝金、さらには3名の100歳の方に対する特別敬老祝金、介護用品購入費助成費用、偕楽園入所者6名分の保護措置費用でございます。

23節につきましては、平成23年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費補助金の県への返還金でございます。

28節につきましては、介護保険事業特別会計への町の法定負担分と人件費を繰り出したものでございます。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

3目国民年金費についてご説明いたします。

これにつきましては、国民年金関係の事務経費でございます。

成果に関する説明書は53、54ページになりますので、ご参照をお願いいたします。

11節、これにつきましては封筒、それからコピー代などの事務用品の経費になります。

12節役務費ですが、電話料金、郵便料金などになります。

それから、19節負担金につきましては、国民年金協会の負担金ということになってございます。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後2時05分 休 憩

午後2時16分 再 開

議 長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

それでは、続きまして44ページをお願いいたします。

4目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児・者への給付及び生活支援などに要した費用でございます。

7節につきましては、精神相談及び障害程度区分認定調査にかかった保健師等の賃金でございます。

8節につきましては、身体障害者、知的障害者の相談員への謝礼、さらには心の健康相談カウンセラー等への謝礼でございます。

11節は事務用品等でございます。

12節につきましては、主治医の意見書作成手数料、さらには国保連合会への介護給付費請求の審査支払手数料でございます。

13節につきましては、相談支援事業、訪問入浴、日中一時支援事業及び地域活動支援センターへの業務委託料でございます。

14節につきましては、障害福祉サービスシステムの借上料でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして黒川行政事務組合への障害者自立支援審査会への負担金、補助金といたしましては、身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営補助並びに自動車運転免許取得助成等でございます。

20節につきましては、障害児・者への日常生活の用具、更生医療、補装具等に要しました費用でございます。さらには居宅介護やショートステイ、グループホーム入所、さらには通所並びに放課後デイサービス等に要した費用でございます。

23節につきましては、平成23年度障害者扶助費の国県補助金につきまして、平成23年度分の額が確定したことに伴いまして精算により償還したものでございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターひだまりの丘の維持管理等に要した費用でございます。

11節につきましては、センター維持管理に要しました燃料費、光熱水費、小破修繕等費でございます。

12節につきましては、電話料、火災保険料、浴槽の水質検査料でございます。

13節につきましては、総合窓口案内、公衆浴場管理、機械設備保守点検等の施設管理委託料でございます。

14節につきましては、テレビの受信料でございます。

19節につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。これに関しましては、後期高齢者医療事務に要した経費でございます。

19節負担金でございます。後期高齢者の広域連合への町負担金となっております。

28節繰出金につきましては、後期高齢の特別会計への繰出金となっております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

2項1目児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費特別児童扶養手当等事務、あんしん子育て医療費助成事業、心身障害者医療費助成事業、児童遊園等管理費、子供虐待防止推進費、次世代育成支援対策費、児童手当事務費に要した経費に係るものでございます。

主要な施策の成果に関する説明書は58ページ、59ページをお願いいたします。

7節賃金は、心身医療事務費補助、児童遊園除草等作業員賃金に要した経費でございます。

8節報償費は、虐待防止研修会の講師謝礼及び虐待防止連絡協議会委員報償費でございます。ことばの教室講師謝金並びに次世代育成支援対策地域協議会委員の報償、また、大きくなあれ訪問事業研修会講師謝礼に要した経費でございます。

9節旅費につきましては、虐待防止連絡協議会委員に対する費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、庶務関連に要する追録事務経費、印刷製本費でございます。また、公園管理関連の水道、電気、消火、修理代等に要した経費でございます。

12節役務費につきましては、あんしん子育て医療事務、児童手当、心身障害者医療事務に係る郵便料等と、手数料につきましては児童遊園の水道開栓手数料でございます。

13節委託料は、乳幼児医療費の審査及び支払事務、あんしん子育て医療事務に要し

た経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、子育て支援サークルサポート事業2団体への補助金、また、健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議、青少年のための宮城県民会議等への負担金でございます。

20節扶助費につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費の助成でございます。

続きまして、2目児童措置費につきましては、子ども手当等事務、児童手当支給事業、ゼロ歳から15歳までの約4,000人に対する2カ月の子ども手当、あと10カ月分の児童手当、合わせまして、あと新生児誕生記念色紙、祝いに要した経費でございます。

46ページをお願いいたします。

11節・12節、需用費・役務費につきましては、事務処理に要した経費でございます。

20節扶助費につきましては、子ども手当、児童手当に要した経費でございます。

3目母子福祉費につきましては、母子・父子家庭医療費に要した経費でございます。11節・12節、需用費・役務費は事務処理に要した経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町母子福祉会への助成でございます。

20節扶助費につきましては、母子・父子家庭医療助成対象者495名に対する扶助となっております。

4目保育所費につきましては、旧大和保育所・もみじヶ丘保育所の管理運営と、私立保育園、菜の花保育園なのですが、への運営委託及び一時預かり、延長保育に係る経費、また民間保育施設整備に係る補助金を社会福祉法人柏松会に行ったものでございます。

主要な施策につきましては60ページ、61ページでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

1節報酬、大和町・もみじヶ丘両保育所の嘱託医、小児科医、歯科医師に対する報酬でございます。

7節賃金は、保育士、用務員、調理員の臨時職員に係る賃金でございます。

8節報償費につきましては、両保育所への入所対象の児童に対する記念品、運動会時の賞品等に要したものでございます。

9節旅費につきましては、保育士の研修旅費に要したものでございます。

11節需用費につきましては、教材等の消耗品費、燃料費、光熱水費、小破修理費、給食の賄い材料費が主なものでございます。

12節役務費につきましては、電話料、エアコン等の清掃点検、火災保険料等でございます。

13節委託料につきましては、菜の花保育園の運営委託、大和・もみじヶ丘両保育所管理に係る清掃業務、除草業務、消防設備点検及び警備業務に要した経費でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、保育所印刷機のリース料、遠足の際のバスの借上料になってございます。

18節備品費につきましては、保育所児童用のロッカーを購入したものでございます。

19節負担金につきましては、各種協議会、研修会に係る負担金でございます。補助金につきましては、低年齢保育施設助成事業として、一定の基準を満たす認可外保育施設に対する運営経費の一部を補助するものでございます。さらには、保育対策事業促進事業費として、一時預かり及び延長保育に係る運営費の一部を私立保育園に補助したものでございます。

5目児童館費でございます。6児童館の管理運営に要した経費と、放課後対策としての児童クラブ等に要した経費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書62ページのほうもあわせてお願いいたします。

1節報酬につきましては、6児童館の児童館運営協議会委員の報酬になります。

7節賃金につきましては、主なものとして、6児童館の児童厚生員21名分、宮床・もみじヶ丘児童館用務員2名及び児童学習支援員8名に要したものでございます。

8節報償費につきましては、各児童館の特別開館事業における行事等の講師謝金でございます。

9節旅費につきましては、児童館運営協議会委員の費用弁償でございます。

11節需用費の主なものとしまして、児童クラブ用消耗品、児童館施設管理に要する燃料、光熱水費、小破修繕に要したものでございます。

12節役務費につきまして、通信運搬費として電話料、切手代、保険料としまして施設利用者に対する傷害保険と傷害賠償責任保険になるものでございます。

13節委託料につきましては、清掃等業務、消防設備等点検等の業務委託でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、遠足、児童館行事に係るバス借り上げ、清掃用具のレンタル料でございます。

18節備品購入費につきましては、清掃用掃除機を購入したものでございます。

19節負担金につきましては、宮城県児童館連絡協議会、防火管理者協議会への負担

金、補助金につきましては、児童館の母親クラブ4クラブに対するものでございます。
以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

続きまして48ページ、3項災害救助費1目復興支援費でございます。東日本大震災によります住宅の復旧費の融資利子補給費及び災害援護資金の貸し付けに要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する調書62ページをご参照願います。

19節につきましては、町内の金融機関より、住宅改修のために借り入れを行った方への利子補給補助金でございます。

21節につきましては、国からの災害援護貸付金でございます、7件の貸し付けがございました。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費につきましては、母子保健、乳幼児健康診査、栄養改善、健康づくり推進、自殺対策及び黒川行政事務組合に対する負担金、さらには水道事業への出資繰出金、合併浄化槽特別会計への繰出金に要した費用でございます。

4款衛生費につきましては、主要な施策の成果に関する説明書63ページからあわせてご参照をお願いいたしたいと思っております。

1節につきましては、食育推進会議委員7名分の報酬でございます。

7節につきましては、乳幼児健診、子育て相談訪問指導に係る保健師、看護師、栄養士等に要した賃金でございます。

8節につきましては、保健推進員の報償、健診時の医師への謝礼、健康たいわ21推進委員や献血の際の記念品に要した費用でございます。

9節は、食育推進会議委員の費用弁償等でございます。

11節につきましては、健康づくり推進事業に要しました消耗品ほか、母子手帳作成、子育て情報図書及び各種健康診断時の消耗品、印刷製本費等でございます。

12節につきましては、公用車の損害保険料ほかクリーニング代等でございます。

13節につきましては、休日当番医の委託、さらには妊婦健診、乳幼児健診に要した委託料でございます。

14節につきましては、保健推進員及びふれあい教室での研修バス等の借上げでございます。

19節につきましては、負担金といたしまして黒川病院の大和町分の負担金、さらには黒川浄斎場等、黒川地域行政事務組合への負担金ほか各種医療対策委員会等6団体への負担金でございます。また、補助金につきましては、里帰り妊婦健診の補助、さらには保健推進委員会、食生活改善推進委員会への補助金等でございます。

24節につきましては、上水道の広域化対策及び簡易水道事業に対しまして、水道事業への出資金でございます。

27節は公用車の重量税、28節につきましては合併浄化槽の建設分、管理分としまして、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出し及び水道事業会計に対します高料金対策、さらには簡易水道の補助分としての繰り出しでございます。

続きまして、2目予防費でございます。

予防費につきましては、感染症予防、各種予防接種、各種がん検診ほか、健康教育、健康相談に要した費用でございます。

7節につきましては、予防接種、各種検診、健康相談時におきます保健師、看護師、栄養士等の賃金でございます。

8節につきましては、予防接種の医師への謝礼、さらには生活習慣病健康教室等の講師謝礼でございます。

11節につきましては、各種検診の申込書ほか、インフルエンザ、ポリオワクチン等の医薬材料等の購入費用でございます。

12節につきましては、各種検診の受診結果の通信費用でございます。

13節につきましては、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン等の個別予防接種、さらには健康増進法に基づきます健診及び各種がん検診に要した委託料でございます。

23節につきましては、平成23年度分の感染症予防事業費の額の確定に伴います精算により県へ償還したものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

3目の環境衛生費についてご説明させていただきます。

環境衛生費でございますが、環境美化の推進、ごみの不法投棄の防止、公衆衛生活

動、公害対策、それから狂犬病予防に要した経費となっております。

成果に関する説明書、73ページから75ページのほうをご参照いただきたいと思います。

7節につきましては、大和インター周辺の花壇整備の作業賃金となっております。

8節につきましては、環境美化推進員の謝金となっております。

50ページをお願いいたします。

9節につきましては、環境衛生組合連合会、これらの研修時の職員の旅費となっております。

11節につきましては、防疫薬剤のほか、事務用品、環境美化推進のチラシの印刷、さらには消毒機械の修理費などとなっております。

12節につきましては、空き地除草の通知、これらの通信費となっております。

13節につきましては、臨時の粗大ごみの運搬処理、不法投棄のごみ処理業務、不法投棄の監視パトロール及び撤去作業、さらには河川の水質検査業務、狂犬病予防注射の業務委託料となっております。

14節につきましては、狂犬病予防注射時の会場の借上料となっております。

18節につきましては、防疫薬剤・機械の購入費となっております。

19節につきましては、環境衛生組合連合会への補助金となっております。

22節につきましては、クリーンステーションで昨年起きた事故の賠償金となっております。

続きまして、2項清掃費1目廃棄物処理費でございます。これにつきましては、一般廃棄物の処理事業、資源回収奨励事業、生ごみ処理機の購入助成、環境美化施設の助成、宮床・山田の埋立地の維持管理費に要した経費でございます。

成果に関する説明書は76ページから79ページになってございますので、ご参照、お願いいたします。

1節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬となっております。

8節につきましては、41団体に対して資源回収の奨励金を交付してございます。

9節は、廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償並びに職員の先進地視察研修の際の旅費となっております。

11節は、クリーンステーション用の看板代、廃棄物処分納入通知書の印刷に要した経費となっております。

12節につきましては、コンテナ保管庫の火災保険料となっております。

13節につきましては、一般廃棄物収集運搬業務並びに山田埋立場の除草作業業務の

委託料となっております。

19節につきましては、黒川地域行政組合へのし尿処理、ごみ処理、最終処理場の運営経費の負担金、その他、生ごみ処理機の購入助成、それとクリーンステーションの整備の補助金というふうになってございます。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長（浅井 茂君）

先ほどの4款1項3目環境衛生費の中の19節負担金の中に産業振興課分の有害鳥獣対策事業の部分が入っておりますので、あわせて説明をさせていただきます。

負担金中、有害鳥獣による農作物等への被害軽減を図るものとして、大和町有害鳥獣対策協議会に対し、事業に要した費用を負担しております。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）

農業委員会事務局長石垣敏行君。

農業委員会事務局長（石垣敏行君）

続きまして、第5款農林水産業費につきましてご説明をさせていただきます。

決算書は51ページからとなります。成果に関する説明書のほうは80ページからとなりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

第1項第1目の農業委員会費につきましてでございます。農業委員会の所掌事務といたしましては、農地等の権利異動、転用の制限及び農地等の利用調整案件審議のための定例会に12回の開催等、農業委員の活動に要した費用、さらに農業基本台帳の整備、農業者年金事務、農業者後継者対策等に要した経費でございます。

1節報酬につきましては、農業委員16名分の報酬でございます。

7節賃金につきましては、農業者年金被保険者及び受給権者の台帳整備のための臨時職員の賃金でございます。

8節の報償費につきましては、結婚相談員及び結婚相談アドバイザーへの謝礼でございます。

続きまして、9節旅費につきましては、定例委員会出席委員の費用弁償のほか、農業委員先進地視察研修、黒川郡内委員研修、市町村農業委員研修、県農業委員会大会

等への出席旅費でございます。

10節は会長交際費でございます。

11節につきましては、農業委員業務必携や参考図書、その他、農業新聞事務用品代、消耗品、その他、印刷費といたしましては農地法関係の申請書用紙、農業委員会だより年1回、選挙人名簿登載申請書等の印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、郵便料及び登記事項証明窓口オンライン交付手数料でございます。

14節賃借料につきましては、農業委員先進地視察研修時の際のバスの借上料及び有料道路通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県農業会議ほか4団体への負担金及び大和町認定農業者連絡会、大和町農業者年金加入者協議会への補助金でございます。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

52ページをお願いしたいと思います。

農業費の2目農業総務費中の財政課担当分についてご説明をさせていただければと思います。これらにつきましては、町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田及び落合ふるさとセンターの施設管理運営に要した経費でございます。

事業の概要につきましては、別冊の説明書81ページに記載をさせていただいているところでございます。

主な支出でございますけれども、このうちこの施設に要したものにつきましては7節賃金、これにつきましては、吉田ふるさとセンター環境整備作業賃金、それから宮床基幹集落センター等の清掃賃金が含まれてございます。

それから、11節需用費中につきましては、各施設の光熱水費及び修繕料、それから12節役務費につきましては、通信費及び施設の火災保険料でございます。

それから、13節委託料につきましては、町民研修センター窓口業務及び日直巡視業務、清掃業務及び消防設備、浄化槽保守点検等の委託料となっているものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長（浅井 茂君）

同じく、2目の農業総務費の中の産業振興課分担当につきましてですが、主な施策の成果に関する説明書につきましては82ページの上段でございます。

宮床ふれあい農園の管理運営と公用車の管理費用が主なものであります。

11節需用費につきましては、ふれあい農園の水道、電気代のほか、公用車燃料代、修理代等でございます。

12節役務費は、公用車の自賠責保険料のほか、ふれあい農園管理棟の建物共済費、13節委託料につきましては、ふれあい農園の管理委託料及び浄化槽の維持管理清掃委託料でございます。

19節につきましては、みやぎ原種苗センターと鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

続いて、3目の農業振興費でございますが、主な施策の成果に関する説明書、同じく82ページでございます。農業の振興、認定農業者の育成と農業経営改善への取り組み支援に要した経費並びに農地・水・農村環境保全向上活動支援事業、たいわ産業まつり制度資金利子補給、中山間地域の振興及び農地等環境保全対策費等に要した経費でございます。

9節の旅費は、大和町認定農業者連絡会視察研修に随行の職員旅費に要したものでございます。

11節需用費は事務用品代と、19節負担金補助及び交付金につきましては、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業負担金のほか、黒川地域担い手育成総合支援協議会、県中山間地域活性化推進協議会等への負担金、補助金としましては、農業制度資金利子補給事業として、農業経営基盤強化資金と言われるスーパーL資金を活用した認定農業者で、償還金分の利子補給金と新規就農者促進対策資金利子補給金のほか、黒川農作物病虫害防除推進協議会、黒川地域農業用プラスチック適正処理推進協議会、たいわ産業まつり実行委員会等への事業費一部補助、産直リースハウス事業、曲がりネギ産地育成対策事業取り組み者への一部助成、農地等環境保全対策事業野鼠駆除や産地確立生産安定化事業として、JAあさひなへの助成、中山間地域である難波集落と金取北の一部耕作放棄防止、水田の持つ多面的機能維持を目的とされる直接支払交付金等であります。

続きまして、4目の畜産費でございます。

主な施策の成果に関する説明書は83ページですので、ご参照いただきたいと思います。

大和町畜産振興協議会を通じた畜産農家への研修等支援、それから町内肉用牛素牛の保留等に対する支援に要したものでございます。

主なものとしまして、19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町畜産振興協議会及び宮城県畜産協会への負担金のほか、繁殖牛・子牛事故共済事業、共助事業、町の肉用牛素牛保留促進特別事業への補助金であります。

25節積立金は、譲渡した肉用牛の対価を肉用牛貸付基金への積立金等であります。

続きまして、5目の農地費でございますが、県営土地改良事業によるため池整備、それから王城原演習場周辺障害防止対策事業等に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、農業用施設環境整備対策のため、もみじヶ丘ため池の除草及び樹木伐採に要したものの。

11節需用費の主なものは、用水路修繕料のほか、アユ、イワナ、サケ、マスの稚魚代でございます。

12節役務費は、大堤ため池を含む232カ所のため池、5カ所の水路、10カ所の堤の農業用施設に関する施設賠償保険、責任保険料でございます。

13節委託料につきましては、大角地区にあります大堤ため池の県営ため池整備事業に伴う基本設計業務に要したものでございます。

15節工事請負費は、農道高山8号線及び高山作業道補修工事請負費でございます。

16節の原材料費は、農道補修用砕石代でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合、大和町内土地改良事業団体連絡協議会、宮城県地区改良事業団体連合会、大衡村外1町牛野ダム管理組合への負担金のほか、八志田堰用水路整備事業、大角地区県営ため池整備事業経済効果算定負担金及び排水機場洪水調整事業、三ヶ内排水機場のポンプ修繕への補助が主なものであります。

続きまして、6目の水田農業対策費でございます。主な施策の成果に関する説明書は84ページからでございますので、ご参照いただきます。

これにつきましては、農業者戸別所得補償対策に基づく水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用でございます。

7節の賃金につきましては、転作確認調査立ち会いの賃金、9節旅費につきましては、水田農業先進地視察、転作視察研修会の旅費に要したものでございます。

11節需用費につきましては、農業者戸別所得補償支援システム購入費や説明会用パンフレット代等でございます。

12節役務費は、農業者戸別所得補償支援システムの補修費、手数料でございます。

14節使用料は、水田農業視察研修の際のバス借上料、それから転作現地確認時の車借上料でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、水田農業構造改革対策支援事業補助金、水田農業ビジョン推進事業補助金、集団営農用機械整備事業補助金、大規模出納直播栽培団地育成事業補助金が主なものであります。

続きまして、2項林業費1目林業振興費につきましてでございます。

主な施策の成果に関する説明書は86ページでございます。

林業の振興、森林整備、森林病虫害対策等に要した費用でございまして、7節の賃金は、林道一本線ほかの除草作業員賃金、ナラ枯れ病害伐採の作業賃金でございます。

11節は、林道石塚線の洗掘復旧代ほか、宮床地区林道修繕完成払いでございます。

13節委託料は、森林管理巡視業務のほか、林道大平桑沼線、林道石塚線の除草業務等に要したものでございます。

15節工事請負費につきましては、林道長倉線の横断工事溝設置工事に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金ですが、宮城県林業振興協会ほかの負担金及び民有林育成対策推進事業や森林保全推進事業への補助金、それから森林整備地域活動支援交付金が主なものであります。

次に、6款商工費についてご説明をさせていただきます。

1項商工費1目の商工総務費につきましては、人件費管理事務費であります。

2目の商工振興費でございますが、こちらにつきましては中小企業振興資金融資、商店街担い手支援及び大和町黒川商工会への支援助成のほか、企業誘致活動等に要した経費でありまして、7節賃金は、仙台北部中核工業団地内にあります中央公園内の支障木の伐採、歩道の除草に要した賃金でございます。

9節旅費は、企業訪問並びに企業立地セミナー等への参加旅費でございます。

11節は、企業立地ガイド印刷代、大和町企業等連絡懇話会の開催費用等でございます。

15節工事請負費は、大和リサーチパークに設置してありました立地企業歓迎看板の撤去に要したものでございます。

19節につきましては、中小企業振興資金信用保証料のほか仙台北部中核都市建設連

絡協議会等への負担金、補助金ではくろかわ商工会に対し経営改善普及事業、地域総合振興事業開催のための補助金と、復興支援商品券発行事業に係る割り増し分の補助、それから大和町まると市実行委員会が開催の大和まると市の事業費補助のほか、中小企業者で中小企業振興資金利用の償還金返済時に係る利子分の補給、それから新規立地企業で新たに事業所を新設された企業に対して交付する企業立地奨励金交付該当が8件、用地取得後2年以内に事業所の建設を着手し、操業開始から1年を経過した企業者に交付する用地取得助成金の該当が2件ございました。このほか、新エネルギー利用促進事業に対する助成がございます。

21節の貸付金は、中小企業振興資金貸し付けの預託金でございます。

22節の補償補填及び賠償金につきましては、宮城県信用保証協会への損失補償でございます。

次に、3目の観光費についてでございます。主な施策の成果に関する説明書につきましては90ページからでございますので、ご参照いただきたいと思います。

船形山、七ツ森、南川ダムを主軸としての周辺観光施設を利用した自然観光型の推進、大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり支援、その他、観光施設の管理、維持、修繕に要した経費でございまして、7節の賃金は、登山道・遊歩道の除草作業、避難小屋、野営場の管理に要したものでございます。

11節需用費につきましては、七ツ森ふれあいの里バンガロー屋根塗装、七ツ森生産直売所給排水管修繕のほか、旗坂野営場の簡易給水・受水槽タンクふたパッキンの交換修繕、それから野営場の電気代のほか、観光パンフレット増刷代、公用車の燃料代等に要したものでございます。

12節役務費につきましては、産業振興課管理の町有建物と公用車の災害共済の保険代のほか、交流イベントの保険料でございます。

13節委託料につきましては、南川、宮床ダム周辺の公園や仙台北部中核工業団地内の公園管理業務、そのほか四十八滝運動公園、ふれあいの里、ダイナヒルズ運動公園の指定管理料と、七ツ森陶芸体験館の指定管理料、そして旗坂野営場及び四十八滝運動公園の浄化槽維持管理に要したものでございます。

14節の使用料につきましては、尾花沢の花笠踊りに参加の交流事業に係るバス借り上げと高速代利用料金でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、宮城県観光連盟協会ほか、大和町観光物産協会並びにまほろば夏まつり実行委員会への助成等が主な支出でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは、7款土木費に移らせていただきたいと思います。

決算書、56ページ、お開きになっていただきたいと思います。ちょうど中段付近から土木費というふうなものでございます。

主要な施策の説明書93ページ以降をあわせてご参照いただきたいと思います。

まず、7款1項1目の土木総務費になります。

11節需用費につきましては、法令の追録代並びに参考図書のほかに、用地説明会時のお茶代に要したものであります。

12節につきましては、携帯電話3台の使用料のほか、上桧和田の水防倉庫前の町道の上桧和田線の境界復元業務に要したものでございます。

13節委託料につきましては、道路台帳の作成及び修正業務及び町道の桧和田の中屋敷1番線の抵当権抹消に当たり、弁護士料を含んだものでございます。

14節使用料につきましては、仙台法務局の駐車場の使用料並びに著作権使用料といったしまして建設物価協会議の要した費用でございます。

19節負担金につきましては、県道路協会ほか13の協会への負担金となるものでございます。

続いて、57ページをごらんになっていただきたいと思います。

7款2項1目の道路維持費になります。町道の道路修繕並びに側溝修繕及び舗装修繕、街路樹の剪定や除草、それから除雪等の町道の維持管理と町道の維持管理用の公用車の車両管理に要したものでございます。

まず、7節の賃金でございます。これにつきましては山間部の町道の除草業務に要したものでございまして、町道の路線数は42路線、除草延長につきましては46キロほどのものを地区の方々、15地区に年2回の業務をお願いしたものでございます。そのほかに町道の補修並びに側溝の清掃に要したものでございます。

11節需用費といたしましては、道路の修繕並びに街路灯の電気料、公用車両の修繕等に要したものでございます。

12節役務費につきましては、車両の保険料及び町道若畑線の分筆登記に要した費用のものでございます。

13節委託料につきましては、除雪・融雪業務、それから除草業務、それから街路樹の剪定業務に要したものでございます。

15節につきましては、鶴巢の山田の町道山田線ほか6路線の側溝修繕並びに舗装修繕に要したものでございます。

16節原材料費につきましては、碎石、それからアスファルトの合材、それから側溝のグレーチングふた等に要した材料費のほかに、融雪剤の購入をしたものでございます。

27節公課費につきましては、都市計画課所管の公用車5台分の重量税をお願いするものでございます。

続きまして、7款2項2目の道路新設改良費になります。決算書、57ページ一番下、需用費になります。これにつきましては、プリント料金、それから図面焼き用のコピー代に要したものでございます。

58ページ、ごらんになっていただきたいと思います。

12節役務費につきましては、役場北側の交通ターミナルの建築確認の申請並びに完了検査の手数料に要したものでございます。

13節委託料につきましては、吉田の町道柿ノ木線の物件補償業務並びに交通ターミナルの待合所の施工管理業務に要したものでございます。

そのほかに町道の下原線、浄斎場に通じる路線の測量設計修正業務に要した費用でございます。

14節使用料につきましては、町道山下大沢線の仮設道路敷地の使用料並びに升沢線ほか3路線の土地の使用料、そのほかに土木積算システムのリース料、それから図面コピー機のリース料でございます。

15節工事請負費でございますが、国交省の補助事業では、吉田落合線の道路改良工事並びに県の受託路線の公共駐車場整備工事、それから防衛の補助事業では宮床難波線、それから町道高田線の舗装改良工事、それから天皇寺地区の排水路整備工に要したものでございます。

17節公有財産購入費でございますが、これにつきましては町道柿ノ木線の用地買収に要した費用でございまして、面積につきましては1,953.73平米を購入させていただいたものでございます。

19節負担金につきましては、ターミナルの上水道の加入金でございます。ちなみに、水道管の口径につきましては20ミリでございます。

続きまして、22節の補償の関係なんです、これにつきましては、町道柿ノ木線の

物件補償に要したものでございます。

続きまして、3目の橋りょう維持費でございます。これにつきましては、13節委託料でございますが、樋場橋の支障木の撤去業務に要したものでございまして、下松和田地区の方々に委託したものでございます。

続きまして、4目の交通安全施設整備事業でございます。これにつきましては、15節工事請負費につきましては、交通安全工事といたしまして町道の吉田落合線ほか23路線の区画線並びにガードレールの設置工事を行ったものでございます。

16節原材料費につきましては、カーブミラー等を購入したものでございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。これにつきましては、河川の維持管理に要した経費でございまして、まず、7節の賃金につきましては、準用河川山田川の河道のしゅんせつ作業並びに三峯調整池の除草作業に要したものでございます。

11節需用費につきましては、西川右岸樋門の電気料に要したものでございます。

13節委託料につきましては、洞堀川の除草作業を洞堀川河川愛護会に委託したものと、それから西川樋管操作管理を鶴巣の大崎地区にお願いしたものでございます。

16節原材料費につきましては、準用河川との取りつけの関係でアスファルトの補修材を購入したものでございます。

19節負担金につきましては、河川愛護作業に対しまして大和町河川愛護会に補助したものでございまして、実施状況につきましては、資料96ページをご参照していただきたいと思っております。愛護会、20地区、作業従事者延べで640人の方に負担させていただいたものでございます。

続きまして、7款4項1目の都市計画総務費に移らせていただきたいと思っております。

まず、報酬とそれから旅費につきましては、24年度都市計画審議会を2回開催させていただきました。その際の委員さん9名の方々にお支払いをさせていただいたものでございます。

それから、7節賃金といたしましては、リサーチ南側の緑地の倒木の伐採に要したものでございます。

11節需用費につきましては、図書購入及び印刷用のロール紙を購入したものでございます。

19節負担金につきましては、財団法人都市計画協会のほうの負担金でございます。

25節積立金は、都市整備基金への積み立てということでございます。

続きまして、2目下水道費につきましては、18節繰出金につきましては下水道事業特別会計へ繰り出したものでございます。

続きまして、59ページ3目公園費でございます。

公園費につきましては、都市公園27カ所、それから都市緑地3カ所、それから緑道20カ所の維持管理に要したものでございまして、まず59ページ、最下段でございますが、賃金でございます。これにつきましては、吉岡東公園の除草・清掃作業人夫賃でございます。

60ページをお開きになっていただきたいと思います。

11節需用費でございます。これにつきましては、南五福院公園ほか5公園の街灯の電気料、それから水道料のほか、遊具やトイレの修繕並びに除草剤の購入等に要したものでございます。

12節役務費につきましては、トイレあずまの建物の火災共済掛金及び吉岡東公園ほか6公園の開栓の手数料に要したものでございます。

13節委託料につきましては、大和町の地域振興公社のほうに都市公園指定管理委託料並びに随意契約分としての委託料、それからもみじヶ丘1号公園ほか4公園を地元の地区の方をお願いした委託料をまとめさせていただいたものです。

それから、15節工事請負費につきましては、東下蔵公園ほか3公園の遊具の撤去並びに設置に要したものでございまして、そのほかに杜の丘の調整池のブロックの修繕工事もあわせて行ったものでございます。

19節負担金につきましては、みちのく杜の湖畔公園事業の負担金のほかに、日本緑地協会への負担金でございます。

続いて、7款5項1目の住宅管理費になります。都市計画課のほうで管理している住宅につきましては、説明書97ページをご参照していただきたいと思います。木造1戸建て62戸、それから中高層のアパート140戸、合計で202戸の維持管理を行っているものでございます。

まず、7節賃金でございますが、これにつきましては、吉田の橋本住宅周辺の除草業務を行った際の人夫賃でございます。

それから、11節需用費につきましては、各住宅の雨漏りの修繕、それから排水回りの修繕、それから電気設備修繕に要したものでございます。

12節役務費につきましては、住宅の火災保険料並びに住宅受水槽の給水検査料でございます。

それから、13節につきましては、住宅の消防設備の保守点検並びに特殊建築物の調査、アパートの受水槽給水検査の手数料、それから樹木の剪定及び周辺環境整備に要したものでございます。

14節使用料につきましては、宮床の下小路住宅の借地料になるものでございます。

15節工事請負費につきましては、西原第二住宅及び下小路住宅の解体に要した費用でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後3時14分 休 憩

午後3時23分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

それでは、続きまして8款消防費でございます。消防費につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金、消防団活動、消防設備の維持管理及び水防団活動並びに災害対策に要した費用でございます。

説明書につきましては、98ページ、99ページを参照願います。

61ページでございます。1目の常備消防費の19節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でございます。

2目非常備消防費でございます。1節及び9節旅費につきましては、消防団員549名に対する報酬及び費用弁償でございます。

8節につきましては、表彰記念品代でございます。

11節でございますが、森林団員の活動服、半長靴、夏季演習用資材等の購入に要した費用でございます。

14節につきましては、火災出動の際の車借上料代でございます。

18節につきましては、消防用ラッパ3本を購入したものでございます。

19節につきましては、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び大和町婦人防火クラブ連合会への助成を行ったものでございます。

3目消防施設費でございます。

11節につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代及びポンプ小屋の電気料並びに防火水槽の修繕代、消防設備の維持管理に要した費用でございます。

なお、この11節の中には23年度から繰り越しました北目地区と吉岡南第二地区の防火水槽の修理代として118万6,500円が含まれております。なお、工事につきましては昨年の5月中にもう完成したところでございます。

12節につきましては、消防ポンプ車の保険料等でございます。

13節につきましては、もみじヶ丘多目的貯水槽の管理委託費、消防団無線呼び出し装置の保守点検委託に要した費用でございます。

14節は、消防自動車車庫用地の借上料でございます。

15節は、中町、上町班の消防自動車車庫の建築工事費並びに23年度から繰り越しました小型消防ポンプ車庫3棟、宮床地区、吉田地区、落合地区3棟分の工事費でございます。

なお、この車庫3棟につきましても、昨年4月中に完成はしております。

18節につきましては、小型動力ポンプつき軽積載車2台を購入したものであります。このうち1台については平成23年度から繰り越して購入したものでございます。繰り越したものについては406万3,500円がこの中に含まれておるものでございます。

19節につきましては、消火栓の設置及び維持管理に要した経費分を負担金として支出したものでございます。

62ページに入りまして、27節は軽積載車購入及び車検に伴う自動車重量税でございます。

次に、4目水防費でございます。

9節の旅費につきましては、水防活動出動による延べ452人分の費用弁償でございます。

11節につきましては、水防活動用長靴及び土のう袋等の購入費でございます。

12節につきましては、災害時有線電話料でございます。

15節につきましては、水防倉庫2棟分の建築工事費であります。そのうち1棟につきましては、平成23年度から繰り越しました上桧和田地区の水防倉庫の工事費として249万9,000円が含まれているものでございます。上桧和田地区の繰り越しました水防倉庫は、昨年10月下旬に完成いたしましたところでございます。

もう1棟でございますが、これにつきましては現年度分で砂金沢水防倉庫を新しくしたものでございまして、ただし東北電力からの配電工事がかなり詰まっております。

たので、その関係でこれにつきましては平成25年度に繰り越したということで、事故繰越額に掲載してございますが、それにつきましてはことしの4月下旬に砂金沢水防倉庫は完成したところでございます。

16節原材料費につきましては、土のう用の砂を購入したものでございます。

次に、5目災害対策費でございます。

4節につきましては、震災対応のための臨時事務補助員の社会保険料、7節は震災対応のための臨時事務補助員の賃金でございます。

8節につきましては、自主防災組織研修会の際の講師謝礼、11節につきましては、コピー代等の消耗品費や非常食の購入費のほか、自主防災組織用救急工具等を購入したものでございます。

なお、この中に平成23年度から繰り越しました東日本大震災大和町の記録誌というものがございまして、その印刷につきましては昨年6月下旬に完成いたしまして、これも全世帯に配布いたしたところでございます。その繰越分は239万4,000円分として需用費の中に含まれているものでございます。

12節につきましては、防災携帯電話及び衛星携帯電話の通信料などでございます。

13節につきましては、携帯無線機及び移動系防災行政無線の保守点検業務委託料、防災行政無線整備事業の実施設計委託費のほか、木造住宅耐震診断業務委託料、家具の転倒防止業務委託料などでございます。

18節につきましては、新たに設立された自主防災組織へ貸与する発電機等を購入したものでございます。

なお、24年度中に設立された自主防災組織につきましては、6地区の5組織が新たに設立されたところでございます。

19節につきましては、宮城県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金及び電波利用料負担金でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、63ページをごらんになっていただきます。

続きまして、教育費につきましてご説明を申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書100ページから105ページをあわせてご参照いただ

きたいと思います。

それでは、9款1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に要しました費用で、教育委員会の定例会12回、臨時会2回、委員協議会5回の開催及び学校訪問等を実施したものでございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、教育委員の報酬、費用弁償そして研修旅費代でございます。

10節交際費につきましては、教育長交際費でございます。

11節需用費につきましては、研修会時の資料代及び事務用品代等でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対する負担金でございます。

次に、2目事務局費でございます。事務局の運営、教育相談事業、学力向上パワーアップ支援事業、私立幼稚園就園奨励費、各種団体に対しての負担金並びに補助に要した費用でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、心身障害児就学指導審議会、年2回開催の委員に対する報酬及び費用弁償、さらには職員研修会の旅費でございます。

7節賃金につきましては、中学校2校に配置いたしました教育相談員2名に対します賃金及びメンタルケアに対する賃金でございます。

8節報償費につきましては、町内教職員各種研修事業におけます講師謝金、指導力向上研修会開催におけます講師謝金、教育講演会におけます講師謝金及びサマースクール・ウインタースクール協力者に対する記念品代等でございます。

11節需用費につきましては、標準学力テスト用紙代、コピー代、印刷代、燃料代などでございます。

12節役務費につきましては、電話・ファクス代、切手代等でございます。

次に、64ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料につきましては、難波分校児童と特別支援学級児童の輸送に係る車借り上げ代でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、私立幼稚園就園奨励費として、町内在住の通園児延べ459名に対し助成を行ったものなど及び黒川地域行政事務組合ほか4団体に対します負担金でございます。

25節積立金は、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積み立てを行ったものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校6校、分校1校の施設

維持及び児童・教職員の健康診断、学校管理費用、備品等の購入に要した費用でございます。

1 節報酬につきましては、学校医、学校薬剤師への報酬でございます。

7 節賃金につきましては、体育館巡視員、プール監視員、事務補助員への賃金でございます。

8 節報償費は、運動会の賞品及び卒業生への記念品代でございます。

11 節需用費につきましては、小学校における消耗品代、光熱水費及び燃料代等でございます。

12 節役務費につきましては、電話料、火災保険料及び飲料水・プール水の水質検査料等でございます。

13 節委託料につきましては、児童・教職員の健康診断及び学校業務員 9 名の業務委託、警備業務委託料等でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、NHK 受信料、学校行事及び学校間交流事業におけます児童輸送のための車借上料等でございます。

18 節備品購入費につきましては、学校管理用備品、教材等の学校用備品の購入代等でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、学校管理下におけます児童の災害共済負担金、日本スポーツ振興センター分ですが、それとあわせて及び学校保健会等への負担金でございます。

次に、2 目教育振興費につきましては、小学校の教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業及び学校・地域共学推進事業等に要した費用でございます。

7 節賃金につきましては、吉岡小学校在学の韓国人児童に対します韓国語を話せる日本語指導助手を配置した賃金及び図書支援員等の賃金でございます。

8 節報償費は、スクールソーシャルワーカー 1 名に対します謝金でございます。

次に、65 ページをお願いいたします。

11 節需用費は、学校行事消耗品、教材としての消耗品、パソコン修繕に要した費用及び指導書購入代等でございます。

12 節役務費につきましては、不用薬品の処理費用でございます。

13 節委託料につきましては、パソコンプリンター等の保守点検委託料でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、創作ミュージカル鑑賞のためのバス借上料でございます。

18節備品購入費は、魅力ある図書館づくり整備事業として、学校図書の整備に要しました費用及び学校教材備品等の整備に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校・地域共学推進事業として、各学校への交付金及び遠距離通学対策費として延べ25名の対象児童保護者への通学費用の助成金でございます。

20節扶助費につきましては、準要保護及び特別支援教育就学児童に対します教材費並びに医療費等の援助を行ったものでございます。

次に、3目の小学校施設整備費でございます。施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、校舎の維持修繕料等でございます。

12節役務費につきましては、廃棄物等の処分料でございます。

13節委託料につきましては、主に学校各種設備の点検保守について委託したものでございます。

15節工事請負費につきましては、吉岡小学校便器交換、洋式化工事、小野小学校教室間仕切り工事を実施したものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございます。中学校2校の施設維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用になります。

1節報酬につきましては、学校医・薬剤師に対します報酬でございます。

続いて、66ページをご参照願います。

7節賃金につきましては、事務補助員及び体育館巡視員、スクールバス転回場安全巡視員への賃金でございます。

8節報償費につきましては、体育祭の賞品及び卒業生への記念品代等でございます。

9節旅費につきましては、学校用務員の事務連絡時の旅費でございます。

11節需用費の主なものとしまして、一般消耗品、光熱水費及び燃料費代等が主なものでございます。

12節役務費につきましては、電話料及び火災保険料、通信用切手代、飲料水検査代等でございます。

13節委託料につきましては、生徒・教職員の健康診断、警備業務委託料、学校業務員委託料、スクールバス運行業務委託料等でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、中学校総体、駅伝大会等、学校行事等におけます車借上料が主なものでございます。

18節備品購入費につきましては、学校管理用備品等を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校管理下におけます生徒の災害共済負担金、日本スポーツ振興センターへの負担金及び各種団体等への負担金、中総体東北大会（柔道・水泳・卓球）と全国大会（卓球）への助成でございます。

次に、2目教育振興費につきましては、中学校における教材備品の整備、就学援助、魅力ある図書館づくり、外国語指導助手配置事業及び学校・地域共学推進事業等に要した経費でございます。

11節需用費につきましては、学校用消耗品、指導書購入のほか、パソコン修繕等に要した費用が主なものでございます。

12節役務費につきましては、スクールカウンセラーの電話代、学校の不用薬品の処分料等でございます。

13節委託料につきましては、外国語指導助手2名の業務委託、パソコンプリンター保守点検業務委託に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、創作ミュージカル鑑賞のためのバス借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、魅力ある図書館づくり整備事業としての学校図書の本の整備に要した費用並びに学校教材備品の整備に要した費用が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校・地域共学推進事業として中学校2校への交付金でございます。

続いて、67ページをお願いしたいと思います。

20節扶助費につきましては、準要保護及び特別支援教育就学生徒に対します教材費・医療費等の援助を行ったものでございます。

次に、3目施設整備費は、施設の整備や修繕等、施設整備の保守点検等に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、校舎等の維持修繕料でございます。

12節役務費につきましては、廃棄備品等の処分料でございます。

13節委託料につきましては、主に学校各種設備の点検保守について委託したものでございます。

15節工事請負費につきましては、宮床中学校農業集落排水接続工事を実施したものでございます。

次に、4目中学校建設費につきましては、宮床中学校屋内運動場増築工事に係りま

す建築本体工事及び電気設備工事並びに機械設備工事等に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、宮床中学校屋内運動場増築工事の増築完了検査料で

ざいます。

13節委託料につきましては、宮床中学校屋内運動場増築工事の際の施工管理業務委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、宮床中学校屋内運動場の増築工事を実施したものでございます。

18節備品購入費につきましては、宮床中学校の屋内運動場増築工事に伴います備品の整備に要した費用でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 （石川 誠君）

続きまして、第4項社会教育費につきましてご説明申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、105ページから110ページをご参照願います。

生涯学習事業といたしましては、まほろば大学を筆頭に、情報教育としてのパソコン教室ですとか共同教育の推進による学校支援、原阿佐緒にちなんだ短歌教室ですとか原阿佐緒賞などを行っております。

1節報酬でございますが、これは社会教育委員会における委員13名分の委員報酬でございます。

8節報償費につきましては、生涯学習のまちづくり推進事業といたしまして、記念講演ですとか文化講演会の講師謝金でございます。

9節旅費につきましては、社会教育委員の費用弁償でございます。

11節は、社会教育総務での消耗品でございます。

12節の役務費につきましては、郵送料ですとか公用車の保険料になります。

13節の委託料につきましては、パソコン教室の業務委託料のほか、宮床歴史の村、原阿佐緒記念館等の社会教育施設管理業務委託料でございます。

14節は使用料及び賃借料でございます。これは青少年教育事業でのバス借り上げですとか原阿佐緒賞の講師送迎タクシー代、原阿佐緒記念館の駐車場の借上料金でございます。

15節工事請負費につきましては、歌の小径遊歩道の修繕費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、社会教育総務の中で黒川郡社会教育委

員連絡協議会補助金、黒川地域行政事務組合負担金、大和町PTA連合会活動事業補助金、その他、青少年事業での子ども会育成事業補助金でございます。

続きまして、決算書68ページ、2目公民館費でございます。説明書につきましては、111ページから114ページをご参照願います。

主な事業といたしましては、分館長会や青少年教育事業としての成人式、成人教育としての料理教室ですとか伝統工芸を取り入れたワークショップ、女性教育としての地域間交流、高齢者教育としてのお達者倶楽部、そして町民文化祭ですとか図書室の運営を行っております。

1節報酬につきましては、公民館分館長41名分の報酬と嘱託公民館長の報酬でございます。

7節賃金につきましては、図書館のパート職員4名分の賃金でございます。

8節報償費につきましては、成人式、書き初め大会記念品、まほろば大学等の各種教室、各種講座の講師謝金等でございます。

9節旅費につきましては、嘱託公民館長の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、成人式ですとか大和町民文化祭、そして小中学校の書き初め大会などの各種事業に要した消耗品代でございます。

12節役務費につきましては、各種事業等の開催通知郵送料、公民館管理としての電話代金ですとか自動車損害保険料に要したものでございます。

13節委託料につきましては、町民文化祭での照明操作に係る委託料に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、高齢者教室での移動研修のためのバス代及び図書館運営のための図書システムと関連ソフトの代金に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連合会の負担金、大和町連合青年団、婦人会連絡協議会、町の文化協会への補助金でございます。

続きまして、決算書の69ページ、3目文化財保護費でございます。説明書につきましては115ページをご参照願います。

ここでは主に文化財保護委員会や郷土史講座の開設、文化財めぐり、その他、開発に伴う文化財の調査などを行っております。

1節報酬につきましては、文化財保護委員、5名おりますが、委員の皆さんの報酬でございます。

7節賃金につきましては、発掘調査の作業員と文化財整理のための作業員賃金、そ

れから遺構発掘調査のための嘱託職員の賃金でございます。

8 節報償費につきましては、郷土史講座講師謝礼と文化財めぐりでの解説者の方に対する謝礼でございます。

9 節旅費につきましては、文化財保護委員会の委員出席費用弁償でございます。

11 節需用費につきましては、文化財保護用務に伴う消耗品ですとか写真現像、信楽寺跡公園の電気料ですとか水道料でございます。

12 節役務費につきましては、切手代、それからはがき代、郵送料でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、文化財調査のための重機の借り上げ代金、それから文化財めぐりのためのバス借り上げ代でございます。

15 節工事請負費につきましては、信楽寺跡地の散策路について修繕した工事費でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、全国民俗芸能保存市町村連盟への負担金と、町内の文化財保護団体7団体ございますが、それに対する補助金でございます。

次に、第4目まほろばホール管理費でございます。説明書につきましては116ページから121ページになります。

ここでは主にまほろばホール運営委員会ですとか文化振興協会によります夢ステージなどの自主事業の実施、そしてまほろばホールギャラリーでの展示ですとか少女少女合唱団などを行っております。

1 節報酬につきましては、まほろばホール運営委員会開催時の委員報酬でございます。

7 節賃金につきましては、まほろばホール窓口業務事務補助員2名の賃金でございます。

9 節旅費につきましては、まほろばホール運営委員会委員の費用弁償でございます。

11 節需用費につきましては、各種消耗品がほとんどでございますが、その中には、舞台音響・照明に伴う消耗品ですとか冷暖房用の燃料代、それから上下水道料金、その他、小破修繕料金でございます。

12 節役務費につきましては、通信運搬とピアノ調律費でございます。

13 節委託料につきましては、舞台設備操作ですとか舞台施設管理業務に伴う委託費、その他、庭木の手入れ等でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、電話システムリース料金でございます。

18 節備品購入費につきましては、ブルーレイのプレイヤーとそれからCDレコーダーの購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、文化振興協会運営費としての補助金でございます。

27節公課費につきましては、公用車重量税でございます。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

続きまして、9款4項5目教育ふれあいセンター管理費につきましては、吉田・鶴巣・落合の3教育ふれあいセンターの管理運営に要した費用でございます。主な施策の成果に関します説明書122ページもあわせてご参照をお願いしたいと思います。

それでは、7節賃金につきましては、体育館巡視員の賃金等でございます。

11節需用費につきましては、光熱水費及び燃料費等が主なものでございます。

12節役務費につきましては、火災保険料及び水質検査料でございます。

13節委託料につきましては、業務員委託、警備委託、施設維持管理におけます管理委託を行った費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、清掃用具借上料、NHK受信料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理協議会への会費でございます。

次に、6目森の学び舎活動費は、森の学び舎の管理運営に要した費用でございます。71ページをお願いいたします。

これにつきましては、5月から10月までの6カ月間の利用期間におきまして、利用日数23日、延べ利用者1,106人ございました。冬の山岳遭難訓練のベースキャンプとしても利用がございました。

11節需用費につきましては、光熱水費及び燃料費等が主なものでございます。

12節役務費につきましては、電話料、火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、施設の清掃等の管理委託に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、学校教育活動に係ります児童の車借上料でございます。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長（石川 誠君）

引き続きまして、第5項1目保健体育総務費についてでございます。説明書につきましては122ページから125ページもあわせてごらん願います。

主にスポーツ推進委員会ですとかスポーツ奨励金の交付、それから各種スポーツ教室ですとか各種大会を開催しております。

1節報酬につきましては体育指導員、今はスポーツ推進員といいますが、15名分の報酬、それからスポーツ振興審議会の委員5名分の報酬でございます。

8節報償費につきましては、大和町スポーツ賞顕彰費とスポーツ支援奨励費でございます。

9節旅費につきましては、スポーツ推進員15名とスポーツ振興審議員5名の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、一般事務用品、各種大会用の消耗品でございます。

12節役務費につきましては、各種会議用通知の通信費と各種大会の傷害保険、各種講習会の教室での保険料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、各種施設の清掃用具借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町の体育協会への補助金とスポーツ少年団への補助金でございます。

続きまして、5項2目体育センター管理費についてでございます。説明書につきましては125ページになります。

ここでは主に施設管理を行うことで各種スポーツの推進に当たっております。

11節需用費につきましては、各種消耗品、燃料費、光熱水費、小破修繕料でございます。

12節役務費につきましては、火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、消防、電気設備に伴う保守点検委託料でございます。

14節使用料及び賃借料、清掃用具借上料金でございます。

18節備品購入費につきましては、バドミントンのネット購入でございます。

続きまして、5項3目広場管理費についてでございます。広場管理費は宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内レクリエーション広場でございますが、全部で5カ所の管理運営を行っているものでございます。

説明書につきましては、125ページになります。

11節需用費につきましては、上下水道料金ですとか小破修繕料でございます。

12節役務費につきましては、水道開栓代金でございます。

13節委託料につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託しているものでございます。

次に、4目の総合運動公園管理費についてでございます。総合運動公園では、総合体育館、陸上競技場、テニスコート、そして多目的広場の管理をしております。主要な施策の説明書につきましては126ページをご参照願います。

7節賃金につきましては、嘱託員5名分の賃金でございます。

11節需用費につきましては、一般事務用品と電気代、水道料の光熱水費でございます。

12節役務費につきましては、電話料金、それから建物火災に伴う保険料でございます。

13節委託料につきましては、体育館の夜間警備、浄化槽管理、空調設備、地域振興公社への除草等の管理委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、券売機ですとか印刷機器のリース料金でございます。

18節備品購入費につきましては、ベースなどの野球用品ですとかテーブルなどを購入しております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区危険物安全協会及び同地区防火管理協議会負担金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

次に、5目ダイナヒルズ公園管理費について説明申し上げます。説明書につきましては127ページになります。

ダイナヒルズにつきましては、仙台北部中核工業団地内に野球場、テニスコート、それからサッカー場を中心に多目的広場の管理などに努めております。参考までに、ダイナヒルズ全体での利用人口は8,324名となっております。

11節需用費につきましては、野球場内、内野側での塩化カルシウム購入代金ですとかライン用の石灰などの購入費でございます。

12節役務費につきましては、野球場倉庫とテニスコート倉庫の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、芝管理、それから植栽管理、除草管理、清掃などの施設管理業務委託と照明の保守点検委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、スポーツトラクター、搬送用トラックの借上料金でございます。

18節備品購入費につきましては、ライン引きですとか巻き尺などの備品購入費でございます。

次に、6目自転車競技場管理費でございます。説明書につきましては127ページとなります。自転車競技場は、宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして、施設の維持に努めているものでございます。

7節賃金につきましては、嘱託員1名分の賃金でございます。

11節需用費につきましては、一般管理消耗品のほか電気料及び水道料金等でございます。

12節役務費につきましては、電話料金でございます。

13節委託料につきましては、芝ですとか植栽の管理、浄化槽、清掃、その他夜間警備委託、そしてトレーニング機器の保守点検委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、テレビの聴視料でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

続きまして、7目学校給食センター費でございます。この費目につきましては、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。

主な施策の成果に関する説明書につきましては128ページをご参照いただきたいと思います。

それでは、74ページをお願いいたします。

1節報酬及び9節旅費につきましては、学校給食運営審議会の開催におけます委員の報酬並びに費用弁償でございます。

7節賃金につきましては、パート業務員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、学校給食の賄い材料費代及び給食センター施設の運営に要しました光熱水費、燃料費代等でございます。

12節役務費につきましては、電話料、給食センター及び職員の検便検査料及び施設の水質検査手数料、火災保険料、給食費振替手数料が主なものでございます。

13節委託料につきましては、学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設備品管理委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、印刷機の借上料、NHK受信料等が主なものでございます。

18節備品購入費につきましては、小野小学校廊下用運搬車2台、移動式はかり置き台、ノートパソコン等の購入が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校栄養士会及び学校給食共同調理場連絡協議会等の負担金でございます。

27節公課費につきましては、公用自動車車検時の重量税となっております。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長（浅井 茂君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。あわせて、主な施策の成果に関する説明書のほうは129ページとなります。

13節の委託料ですが、これは平成24年5月の大雨災害をこうむった農業用施設である荒井地区の長坂ため池と蒜袋地区の金沢ため池の災害復旧事業調査測量設計業務費用でございます。

15節工事請負費につきましても、長坂ため池と金沢ため池の復旧工事代と林道高倉線や林道赤崩線のほか4路線の林道災害復旧工事代、それから23年度からの繰越事業であった幕柳地区の小谷沢ため池の災害復旧工事のほか、松坂地区の農道蛇沢線と麓地区の麓1号線の災害復旧工事代でございます。以上でございます。

失礼しました。19節の負担金補助及び交付金につきましてでございます。こちらのほうも24年5月の大雨災害をこうむった箇所の復旧ということで、農業用施設等小災害復旧事業として助成したものでございます。この農業用施設等小災害復旧事業助成でございますが、復旧事業費総額40万円未満の小破修繕の場合、町が一部助成、町が70%でございます、受益者が30%負担、その一部助成をしているものでございまして、これにより復旧をした水田は6カ所、ため池が3カ所、水路が24カ所と、合計40カ所の修繕について助成をしております。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは、決算書75ページをごらんになっていただきたいと思います。同じ災害復旧工事の10款2項1目の道路橋りょう災害復旧費に係るものでございます。あわせて、主要な施策の資料の129ページをご参照していただきたいと思います。

このことにつきましては、2回の大雨による災害復旧によるものでございまして、まず1回目の災害が、平成23年9月19日から23日にかけての台風15号により被災した道路と河川の災害復旧工事、それから2回目平成24年4月30日から5月5日にかけての豪雨により被災した同じ道路と河川災害復旧に充てたものでございます。

まず、7節の賃金につきましては、応急復旧に要した作業人夫賃でございます。

それから、11節需用費につきましては、道路修繕並びに注意喚起をするための看板を購入したものでございます。

それから、13節委託料につきましては、町道の升沢線の測量設計に要したものでございます。

15節につきましては、主要な施策の説明書、129ページをごらんになっていただきたいと思います。

まず、平成23年度から繰り越ししたのものにつきましては、道路災害復旧工事、路線名につきましては上綱木下原線ほか21路線でございまして、工事請負費につきましては828万4,000円という金額でございます。

同じ23年度からの繰越案件でございまして、今度は河川災害復旧工事になります。河川名が準用河川小西川ほか4河川でございまして、金額につきましては1,602万円という金額でございます。

あわせて、24年の現年災でございますが、道路災害復旧工事。路線名は町道若畑線ほか6路線になりまして、金額につきましては1,209万6,000円でございます。

同じく、河川災害復旧工事になります。河川名が準用河川山田川ほか4河川でございまして、金額が1,065万4,000円という金額でございます。

続きまして、10款3項1目になります。これにつきましては東日本大震災により被災した道路と河川の災害復旧によるものでございます。

決算書75ページをごらんになっていただきたいと思います。下段のほうでございます。

7節賃金につきましては、臨時職員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、災害関連で木造住宅の屋根をブルーシートで応急修繕等に要したものでございます。

15節につきましては、主要な施策の130ページ上段をごらんになっていただきたいと思っております。右側の表でございますが、これにつきましても平成23年度から繰り越したものを道路災害、河川災害、それから都市施設災害と3つにまとめさせていただいております。

まず、道路災害につきましては、路線名が天皇寺高田線ほか17路線でございます、金額が6,968万1,000円でございます。

それから、河川につきましては、準用河川湯名沢川ほか2河川。金額にいたしまして102万8,000円でございます。

それから、都市施設災害につきましては、八谷館緑地ほかということで1,754万1,000円でございます。

それから、24年度現年災につきましては、道路災害復旧工事の路線名が長窪線ほか39路線でございます、金額につきましては2億2,465万9,000円という金額でございます。そのほかに25年度へ繰り越しさせていただいております橋りょう災害復旧工事の鶴巣の樵橋ほか1橋りょうということで、金額につきましては3,900万8,000円ということでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長（浅井 茂君）

同じく10款3項2目の農林商工施設災害復旧工事の部分でございます。こちらは東北地方太平洋沖地震により被害をこうむった農業用施設、鳥屋地区用水機場のほか、水路や林道等の復旧工事代でございます。さらには、25年度への繰越分としまして相川地区ため池、幕柳地区頭首工の復旧工事代でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

続きまして、10款3項6目教育施設災害復旧費につきましては、東日本大震災で被災しました教育施設、小中学校及び教育ふれあいセンターの災害復旧に要しました経費でございます。

主な施策の成果に関する説明書につきましては130ページをご参照いただきたいと思います。

11節需用費につきましては、支出がございませんでした。

13節委託料につきましては、吉岡小学校災害復旧工事の調査設計業務委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、繰越事業でございます吉岡小学校ほか2校災害復旧工事及び吉田教育ふれあいセンター災害復旧工事を実施いたしましたものでございます。

次に、10款4項1目公立学校施設災害復旧費につきましては、台風15号、平成23年9月21～22日にかけての大雨により被災した鶴巣小学校のり面の災害復旧に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書も130ページをあわせてご参照願います。

11節需用費につきましては、支出がございませんでした。

15節工事請負費につきましては、繰越事業であります鶴巣小学校のり面災害復旧工事の実施に要した費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

11款の公債費について説明させていただきたいと思っております。成果報告書につきましては131ページとなっております。

1目の元金、それから2目の利子につきましては、おのおの10機関からの借り入れに係ります償還に要した費用でございます。元金といたしまして7億1,333万1,444円、それから利子といたしまして1億1,896万5,880円の実績となったものでございます。

続きまして、77ページでございますけれども、こちらのほうにつきましては12款予備費でございますけれども、備考欄に記載いたしております科目につきましては緊急を要するというので充当した上で対応したものの7件、金額につきましては191万6,793円となったところでございます。

続きまして、78ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額104億4,629万8,000円、歳出総額97億5,007万8,000円、差引額6億9,622万円でございます。翌年度に繰り越すべき財源につきましては、各種事業に要します一般財源について繰り越すという形をとってございまして、明許繰越額で2,823万2,000円、事故繰越額につきましては581万3,000円ございまして、この部分を差し引きしました実質収支につきましては6億6,217万5,000円となりまして、地方自治法等に定めがあります2分の1以上の積み立て、3億3,300万円を差し引きしました3億2,917万5,000円が純繰越金となるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

本日はこれで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時18分 延 会